

第207回長野県私立学校審議会議事録

- 【日時】 令和元年10月28日(月) 13時30分から16時51分まで
【場所】 長野県長野保健福祉事務所301・302・303号会議室
【出席者】 児島則夫会長、小林浩職務代理者、浅輪佳代子委員、内川小百合委員、金山美和子委員、小林勝彦委員、戸枝智子委員、西片紀美子委員、平林倫子委員、百瀬真希委員

事務局(熊谷補佐)

委員の皆様方、本日は大変お忙しいところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第207回長野県私立学校審議会を開催させていただきます。私は進行を務めさせていただきます私学振興課課長補佐の熊谷満でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

最初に、本審議会の委員に交代がありましたので、お知らせいたします。本審議会の委員は12名、任期は4年ですが、戸枝委員さん、平林委員さんのお二人の委員の方々におかれましては、8月23日をもって任期が満了となりました。このたび、戸枝委員さん、平林委員さんお二人とも再び委員をお願いすることとなりました。お手元に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認ください。

それでは会議に先立ちまして、県民文化部長の増田隆志からご挨拶を申し上げます。

増田県民文化部長

(あいさつ)

事務局(熊谷補佐)

増田部長には所用により、ここで退席させていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議事に入ります前に、一点お願いをいたします。お手元に認可申請書等の写しを配布してございますが、これにつきましては、審議会終了後に回収させていただきます。メモ等の書き込みをしていただくことは全く差し支えございません。よろしくご協力をお願いいたします。

またご発言をされる場合には、私学振興課職員がお手元までマイクをお持ちいたしますので、マイクを使いご発言をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

本日は、窪田委員さん、平田委員さんから、所用のためご欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

それでは続いて会議事項に入りたいと思います。本日の会議は、委員定数12名のところ10名が出席されており、本審議会運営規則第4条の規定による過半数の要件を満たして成立しておりますことをご報告いたします。

議長は、審議会運営規則第2条により会長があたることになっておりますので、児島会

長、議事の進行をお願いいたします。

議長（児島会長）

それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事項は、お手元に配布されております、会議次第のとおりでございます。なお、本日の議事録署名人には、金山委員さんと西片委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。会議事項（１）の諮問事項を議題とさせていただきます。お手元に「諮問事項関係資料」という資料が配付されているかと思いますが、今回、長野県知事から学校法人の設立など、20件が諮問されております。この諮問事項の順に従いまして、審議をお願いいたしたいと思っております。

最初に諮問事項のＡ 私立義務教育学校関係の（ア）学校法人の設立を議題といたします。これにつきまして、次の審査項目であります（イ）私立義務教育学校の設置及びイ 私立幼稚園関係の（ア）私立幼稚園の設置と関連がありますので、併せて議題とさせていただきます。

資料１の軽井沢風越学園について及び軽井沢風越学園及び軽井沢風越幼稚園の２次審査について、事務局からご説明をお願いいたします。

軽井沢風越学園・軽井沢風越幼稚園

事務局（布山課長）

よろしくをお願いいたします。私学振興課長の布山と申します。お手元にお配りしております、「諮問事項関係資料」という資料と「認可申請書（抜粋）」という資料をご覧いただきながら、審議の方をお願いしたいと思います。

「軽井沢風越学園について」ということで、今回の認可事項は、学校法人の設立でございます。

法人の名称は、学校法人軽井沢風越学園。位置につきましては、北佐久郡軽井沢町大字発地1278番地16。学校の目的は、記載のとおりです。申請者は、学校法人の設立代表者の本城慎之介さん、略歴につきましては次の２ページにございますので、参考にご覧ください。

（５）の役員等の状況、理事につきましては、表記載のとおり7人。監事は2名ということで、いずれも法律の条件を満たしております。

その次（６）の資産、総額は記載のとおりで、内訳は、校地、校舎、預金等、記載のとおりでございます。

３ページをご覧いただきたいと思っております。「軽井沢風越学園及び軽井沢風越幼稚園について」ということで、これについては昨年1次審査ということで、ご審議をいただいたものでございます。今回は認可事項の1として、私立義務教育学校、小学校と中学校を連続して学べる学校ということでございますが、そちらの2次審査、それから幼稚園の設置に係る2次審査とこの2件です。今回同じ敷地にこの両校が、同じ設置者が設置するという

ことです。共通の部分もございますので、併せて説明をさせていただきます。

申請内容につきましては、昨年10月の1次審査の時から、大きな変化はございません。昨年の計画どおりで、ほぼ同じでございます。目的につきましては、それぞれ記載のとおり。名称は、義務教育学校は「軽井沢風越学園」、1次審査の時に次の幼稚園については、名前が「軽井沢風越学園附属幼稚園」という予定でお話していたのですが、今回「軽井沢風越幼稚園」ということで変更の申請が上がってきております。位置は、記載のとおり。開設時期は、令和2年4月1日ということで、来年の4月を予定しております。学校の設置者は、学校法人軽井沢風越学園（仮称）の設立代表者である、本城慎之介さんです。義務教育学校の校長先生は、岩瀬直樹さん。幼稚園の方は、本城慎之介さんということで、岩瀬さんの略歴につきましては、13ページの方でございますので、こちらをまた後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

次に2の学校の概要で、義務教育学校の前期課程ということで、いわゆる小学校に該当する部分がございます。学級数は6学級。1学年1学級ずつで、1クラスの定員が35名。6学級合わせて、計210名の定員。それから後期課程、中学校に該当する部分は、同じく1学年1学級。1学級35人ということで、収容定員35名、合計は全部で105名という計画でございます。

4ページをご覧ください。先生方、職員の方の配置計画です。開校時の具体的な先生の名簿につきましては、別冊の認可資料の19ページから20ページ、こちらの方を併せてご覧いただきたいと思っております。まず基準でございますけれども、校長先生、副校長先生、教諭、養護教諭、事務職員。それから先生については、1学級1人以上ということで、この表に記載のとおり、教員の必要人数につきましては13名が必要ということになっております。それに対して、配置の計画でございますけれども、校長先生、副校長先生、先生は16名と、合計24名の計画となっております。全員が専任ということです。免許につきましては、提出いただいている免許状の写しにより、確認済みでございます。

次に教育課程です。表に記載のとおり、1年生から9年生まで学習指導要領の総時間数と同じ時間数ということで、確保がされております。

それから授業料の関係につきましては、記載のとおりですが、1次審査から1点変更があり、昨年の段階では施設費が計画になかったのですが、今回施設費が追加となっております。暖房費とか、そういった経費がかかるということで追加したとお聞きしております。

5ページをお願いいたします。学校概要の幼稚園です。収容定員、満3歳児から満5歳児まで、それぞれ1クラスずつで、1学級24人、合計72人という計画でございます。先生方の関係ですが、基準では園長先生、それから1クラス1人以上の先生ということで、合計4名。計画の方は記載のとおり、全部で9名の先生が、配置の予定でございます。1次審査の際との変更点ですが、講師のところは1名変更となっております。こういったところが、主な変更でございます。免許等につきましては、写しにより確認をさせていただきます。

次、授業料は、こちらの方も変更点は施設費として記載のとおり。これを新たに追加した、いうところでございます。

6 ページをお願いいたします。両校に共通する部分として、学校の校地と園地でございます。総面積といたしまして、69,300.99 m²。うち、運動場部分は、3,900.00 m²、また幼稚園の園庭部分が、420.00 m²ということで、1次審査時と変更ございません。いずれも基準を満たしております。次に校舎と園舎の関係ですが、合わせまして延べ面積は、6,835.7 m²。このうち義務教育学校が6,005 m²余、幼稚園が488 m²余ということで、共用部分が341 m²余ございます。こちらも1次審査時と変更がなく、いずれも基準面積を満たしています。

7 ページをよろしく申し上げます。校具・教具・図書。こちらにつきましては、表に記載のとおりです。

次に資金計画ということで、まず学校設置に要する経費でございます。こちらにつきまして、1次審査時と変更はございません。財源につきましては、自己資金、それから設立代表者からの寄付等々の計画で、記載のとおり。開設費といたしまして、校地と校舎は、設立代表者から寄付の予定でございますので、その他、校具・教具等の購入、あるいは図書の購入、こういったもので、記載の額を予定しているところでございます。

次に収支計算書ということで、この7ページの下にございますのは、義務教育学校と幼稚園併せた表です。ポイントとしますと、真ん中の辺りに、経常経費の記載がございます。これが令和2年度の義務教育学校と幼稚園を併せた経常経費、運営費の金額でございます。

8 ページをご覧いただきたいのですが、開設年度の経常経費ですが、県の私立学校の設置に関する審査基準がございまして、準備が必要な自己資金ということで、私立学校の開設年度の経常経費の2分の1に相当する資金を保有していること。こちらの金額が確保されているということで、私ども事務局で、確認をしたところでございます。

次9ページをお願いします。参考ということで、義務教育学校と幼稚園のもの、それぞれ分けて収支をご覧いただきたいと思っております。学校開設の令和2年度の義務教育学校分でございますが、授業料は記載のとおりで、人数156人の生徒を見込んで記載の額、施設費が記載の額等々で、トータル記載の額を収入として見込んでおり、支出は人件費、教育研究費等記載のとおりで、合計額は記載のとおり。単年度の収支差額は記載の額を見込んでおります。

次に幼稚園の関係の令和2年度の収支でございます。保育料ということで、記載の額で66名。それから施設費としまして記載のとおりで、収入合計記載の額を見込んでおります。支出の部、人件費等の合計で記載のとおり、こちらの方は記載のとおりという予定でございます。

次に11ページをご覧ください。令和3年度の義務教育学校の方の予定でございます。授業料は、生徒の見込み188人ということで、収入が記載のとおり。その他の収入を足して、合計記載のと通りの収入を見込み、支出の方は記載の額を見込み、収支の方は、記載のとおりという計画でございます。学校からお聞きしている計画では、義務教育学校の定員、全部で315名ということで、今後生徒確保に努めていきたいという計画とお聞きしております。

12 ページをご覧ください。令和3年度の個別の収支予算書の幼稚園部分は記載のとおり

り、収入の部は合計記載のとおり、支出は、記載のとおり。収支の方は、記載のとおり見込んでおります。私からの説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（児島会長）

この件につきましては、西片委員さんに、現地調査を行っていただいております。調査結果につきましては、西片委員さんからご報告をお願いいたします。

西片委員

ご報告させていただきます。去る10月10日に事務局とともに、軽井沢町にて、軽井沢風越学園についての現地調査を実施してまいりました。創立代表者の本城氏から、学校の概要、今後の運営について説明を伺いました。義務教育学校及び幼稚園の開設に向けた準備などについて調査してまいりましたので、ご報告させていただきます。

軽井沢風越学園は、しなの鉄道中軽井沢駅から南へ4.5キロメートルほど行った、浅間山を望む木々に囲まれた場所に位置し、近くには軽井沢風越公園が存在しています。校地の面積は広く取られており、子供たちが伸び伸びと成長していくのに、素敵な自然環境に恵まれたところだと思って行ってまいりました。

校舎は2階建てで、幼稚園も一つの校舎の中ということで、1階部分に幼稚園の園舎が含まれておりました。園舎は3部屋ありました。1階部分は共有スペースが多く、図書室、保健室、体育館、調理室、職員室などが設置されておりました。2階部分には、義務教育学校で主に使用される、普通教室が配置されておりました。現在外壁が整い、後はガラスをはめていくだけという説明がございましたが、だいたい完成する状態となっております。あと内装の部分と内部の壁の設置準備が行われており、だいたい8割程度完成したのかなと思ってまいりました。とても広々とした空間で過ごしやすいなというのが私の感想です。

幼稚園部分では、保育室が3部屋設けられておまして、エントラスホールの近くに設置してあるので、保育室からすぐ外の園庭のデッキへ出られるということができ、子どもたちが自由に遊べる空間かなと思ってまいりました。

義務教育学校の部分に対しても、あまり幼稚園と義務教育との垣根がないのが印象的でした。子供たちが自由に行くということで、ちょっと安全面が気になったのですけれども、2階部分のほとんどは基本的には幼児は活動の場ではないと伺いましたが、柵のところの格子が、子供の頭が通らないように細く配慮してあったりとか、階段の高さが、園児が上っても危なくないように考慮されていたりとか、安全に対して、そこに在学する子供たちが行き来しても大丈夫なように工夫されておりました。

それから義務教育学校部分では、美術室と技術室と理科室が隣接していて、美術室と技術室の間に加工スペースが設けられているのが、印象的でした。部屋として括っていなくて、共同の加工スペースで、外から物を運び込んだりとか、また外に出したりとかいうのが自由にできるような設計になっておりました。

音楽室は学校の真ん中辺にあったので、防音対策について質問しましたら、しっかり対

策が取られているということで、楽器を演奏しても音の漏れがない工夫がされていました。隣接する体育館もそうですが、常に一つ一つの空間が広いので、ちょっと心配になりました。「冬は暖房をどうするのですか」と質問してみましたら、「1階部分は全部床暖房なので大丈夫です」ということと、2階はエアコンで対応するという話を伺ってまいりました。

2階の普通教室が11室、下にも1室設けてあるので、合計12室の普通教室があつて、全ての学級を割り振っても3学級余るということでした。教科ごとの学習も容易に行えるのではないかなというのが私の感想ですけれども、とてもゆったりとしたスペースだなというふうに思いました。

トイレは男子トイレも全て個室で、L B G Tへの配慮が各場所でなされていて、エレベーターの設置やスロープの設置なども、身障者への対応を将来見込んだような設置になっていました。

それから駐車場ですけれども、外構工事はこれから行う状況ですけれども、来校者の駐車場の動線などのアウトラインの確認をして安全に配慮した動線になっていること、危険箇所になりそうなどころには、あらかじめ柵を設置する予定があるということをお伺いしました。敷地がものすごく広いので、そのようなところには、各箇所に安全ということを配慮されている姿が伺えました。

それから通学路についてですけれども、通常は軽井沢風越公園の駐車場を利用されるようですが、歩道がずっと学校までありまして、一番歩道に近いところに門を造って、学校の中に子供たちが入れるというように工夫されているようです。実際に現場を見せていただきまして、歩いてまいりました。

それから運動場はかなり広くとってあったのですけれども、築山を築く予定があるということで、これも子供たちの活動を配慮されているのだなということを感じました。園庭については、幼稚園部分からすぐ出たところが園庭となったのですけれども、駐車場と隣接していたので、「どうなさいますか」という質問をしたところ、大きな築山を作る予定があるということで、一つだけ出来ていて、見てまいりましたが、「その築山、もしかしたら登るかもしれませんね」と言ったら、「ではそここのところの安全対策を考えます」ということでお返事をいただきました。

それから遊具について質問をしました。「幼稚園の子供たちが遊ぶ遊具をどう考えられますか」ということでしたけれども、今のところ特に考えがないということで、自然そのものフィールドそのものが子供の遊び場となると私も感じました。「もし子供たちがブランコかけたいなと言ったらどうなさいますか」と聞いたら、その時は相談しながら、上級生の力を借りて職員の方と共に設置をするということで、子供の気持ちに合わせて整えるという環境になっていくのだろうと思っています。

校舎は、令和2年1月中旬に引き渡しを受ける予定であり、今のところ予定どおりの進捗状況だということをお伺いしました。

申請者から、学校や園で行われる教育の内容や児童生徒数の見込み、地域との関わりについてのお話を伺って来ました。大きな特徴として、幼稚園児、小学生、中学生が同じ校舎で学ぶというのは、特に幼稚園と小学校の接続の部分でどうなっているのか聞いてみま

したが、小学校と幼稚園の接続の部分では、小学校担当者の教育に徐々に慣れさせていくというようなことを計画されているようですけれども、スタートカリキュラムの作成等で教師が一緒になってカリキュラムを作っていくという方向に動いているようです。今幼稚園の先生になられる方も研修に行って来年に向けて準備を進めているというお話を伺ってまいりました。

あと幼稚園から小学校部分ですが、幼稚園・小学校の両方の免許を持っている先生がいらっしゃるので、その辺の接続もかなりお互いにシェアできるのではないかと伺ってまいりました。校内で小学校部分の担当だった教員を次の年には幼稚園部分に配置するなど工夫も行っていきたいというお話も伺ってきました。小・中の連携については、義務教育ということで9年間を見通したカリキュラムが取れるので、個別の児童生徒それぞれに学習計画を立てて、学習における到達度を確認しながら、児童生徒一人一人のペースにあった教育を行っていきたいという説明がありました。私個人の感想ですけれども、これはとても興味深く、一人一人のデータをきちんと評価しておられて、その上で9年間見通してやっていくというお話でした。

地域との関わりとしては、学校建設にあたって地域にしっかり説明をし、また地域の人たちの手による学童保育の計画があると説明がございました。幼稚園の方の評価で、ドキュメンテーションとか、ラーニングストーリーなども使って行けたらなというお話があったので、地域の方や保護者の方にも教育の見える化を進めていただければいいのかなというふうに感じました。

中学生でも部活を設けない方向でいるそうです。地域の中で活発に活動できるよう児童生徒が飛び込んでいけるようにという配慮だそうです。公立の学校に通う小学校・中学校の生徒とも交流を持ってもらいたいという想いがあると伺いました。

一日の流れとしては、8時半始業で3時半に下校となって、昼食は全員お弁当持参だそうです。

児童生徒数の見込みですが、現在までに何度か説明会を開いておられます。これから募集を行っていくわけですが、どの学年でも生徒確保が出来る見込みということでお話をいただきました。軽井沢町の学校ということで、地元から入学を大事にしていきたい一方、県外からの問い合わせも多くあるということです。現在行っている認可外保育施設でも、相当部分が県外からの移住者であることから、多くの移住者が応募してくると見込んでいたとのことでした。学校の立地は、軽井沢西部小学校に比較的近く、公立小・中学校の学区区からの生徒も一定数いると予想され、学校からは、町の教育委員会と丁寧に連携を取り、公立小・中学校の学級編成に影響を及ぼさないよう配慮をしていく旨、説明がございました。

幼児・児童・生徒が同じ校舎で学ぶという、全国でも例の少ない学校モデルの確立に向け、建学の精神に則り、異年齢での対話・交流を重視していく姿勢が深く感じられました。

現地にて現状を拝見し、今後の見込みをお聞きし、来年度4月から学校として、児童生徒を受け入れられる態勢が整っていくであろうということを確認してまいりました。私個人の感想ですけれども、本当に未来に向けているなというのを感じました。どこがという

と、幼児教育と小学校の接続、スタートカリキュラムなども研究されていくこと、それから小学校、中学校との関係もすごく緩やかにその子に合わせて計画されているので、未来に向っていけるのかなという想いで帰ってまいりました。以上を持ちまして、報告とさせていただきます。

議長（児島会長）

ただいま、事務局からのご説明をいただき、また西片委員さんの現地調査報告につきまして、ご説明をいただいたわけでございますけれども、この件につきまして、ご意見、またはご質問等ございましたら、お願いいたしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。

小林浩委員

基本的に通学生を募集するということになりますよね、寮がないので。そうすると地元の軽井沢町、御代田町、佐久市、あるいは足を伸ばして上小地区かと思うのですが、9ページに156名が集まるという根拠は、説明会などをやって156名は来るであろうという目論見が軽井沢風越学園にはあるのかということが1点。

それと今認可申請書を見てみたら、ちゃんと司書教諭が配置されています。12学級以上だと必ずいるけれども、ここは9学級だからいらないんですが、司書教諭を充てたというのは、やっぱりいいことだなあと思っています。ただ、教員が多すぎるかなといった点。9名のところ、16名いますよね。それなりのお給料が出ているのかもしれないですけども、ちょっと多すぎる。だから、講師1名というのはほとんど要らないだろうなという気がします。3番の教育課程を見れば、大体一週35時間とすれば、月から金までですね、土曜日やっていないですから。風越学園の高邁な目標は分かるんだけど、検定教科書を使って、なおかつ自由にやっていくというのはなかなか難しいと思うんですよ。そのあたりのカリキュラムでも何か特徴的なものでも、聞いているのであれば、ぜひ教えてもらいたいというのが一つ。

あと申請書の抜粋を見ていて、〇〇先生は県からの派遣教員なんですね。今まで私学を設立した時に、県教委の方から研修というかたちで来るというのは、初めてのことであって異例中の異例なので、どういうかたちでこの〇〇先生が、この学校と関わっているのか、教えてもらいたいなということです。

積算根拠は幼稚園の方も66名ということで、その辺りの積算根拠というのももしあれば教えていただきたいと思います。

議長（児島会長）

はい、お願いいたします。

事務局（布山課長）

それでは説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、生徒確保の根拠でございます。先ほど西片先生の方でアウトラインをご説

明いただきましたが、もう少し具体的な数を交えて、学校側の考えをご説明したいと思います。

学校では説明会をやっており、それ以外に学校の体験会、こういったような授業をやるか、ということを開催しているということで、その参加者が全体で400名程度あったと、そういう実績だそうです。学校としますと、その体験会にご参加いただいた方は、その学校の内容を理解し、また授業料等の負担についても理解した上で、ご参加いただいたもので、その中では多くの方が入学を実際希望してくださるのではないかと考えているということで今回、見込んでいるということでございます。また具体的にその内訳を見ますと、先ほどの400名の中には、東京を中心とした県外の方、これが多く、また移住してでも入学したいという意見が多いとそういったお話もございました。長野県が移住先として人気が高く、特に東信地域は、また軽井沢町は首都圏とのアクセスも非常にいいということで、新幹線通勤をしている方もいます。そんなことも反映しているのかなということで、県外で言うと東京からの希望が多くて、学校の説明によると、軽井沢町と東京からの移住希望者を足すと6割くらいになるという考えだそうです。

県内への影響という話、先ほどございましたけれども、やはり幼稚園と義務教育学校ということですから、県内のあまり遠隔地からは通わないのではと思われます。駅からのアクセスもありますので、県内だとどうしても、軽井沢が多いのかなという印象を受けたところでございます。

それから2点目といたしまして、教員の県からの派遣の関係でございます。これにつきましては、申請書の20ページの教諭の欄の下から4行目の〇〇先生です。※印のところで見ますと、長野県の研修派遣教員となっています。これにつきましてお尋ねということでございますが、県の教育委員会に確認しましたところ、「特定課題研修」という制度があるということで、広く県の教員の研修ということで派遣をされており、様々な団体等へ派遣しているということで、回答を得たところでございます。派遣期間は2年とお聞きしております。

教育課程の時間の関係と教育方法の関係でございますけれども、基本的に特徴として二つあり、個人個人の進度、発達段階といったものを考慮して、一人一人に寄り沿うという部分と、あと異年齢での学習を取り入れるというようなお話も伺っているところでございます。そういった中で、色々工夫をされていくというふうにお聞きしております。具体的な教材等については、基本的には学習指導要領に沿ってしっかりとやっていくと伺っているところでございます。以上でございます。

小林浩委員

県の教員の派遣の例が他にあれば、ちょっと教えていただきたいということと、これは教育特区ではないので、あくまでも検定教科書を使うということですね。その中の工夫ということですね。よくわかりました。もし派遣の例が他にあれば、どんなところへ派遣されているのか教えていただきたいと思います。

事務局（布山課長）

お聞きしている話では、この設立準備財団の他にアイザック。それからリタリコ・ジュニア。そういったところに今年は行っているとお聞きしております。

議長（児島会長）

はい、西片委員さんも特によろしいですか。はい。それ以外に何か、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いをいたしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。はい、お願いいたします。

小林勝彦委員

収支予算のところでは施設費が今回の2次審査で、追加で上がってきたという報告でした。施設費を見ますと、相応な計上になっているかと思うのですが、それが、1次審査の時に上がってこなかったわけと、それから暖房等というご説明がありましたけれども、もう少し詳しく設備費について項目を教えてください、この2点でございます。よろしくお願ひします。

議長（児島会長）

はい、事務局の方、お願いいたします。

事務局（布山課長）

まず1点目、施設費について、昨年の段階ではまだ、学校運営に関する経費についての精査がそこまで至っていなかったというのが主な原因だと思われまゝ。実際、建物の設計とか運営費等について細かく精査していく中で、やはり寒冷地というようなこともあって、光熱水費、そういった部分についての費用がかかるということから、名目として施設費という言い方がどうかということがありますけれども、基本的には暖房代に充てる経費として、この経費を見込んだとお聞きしております。

小林勝彦委員

光熱水費ということでもいいんですね。これは消耗していく費用なんですね。施設という、どちらかという固定の資産に充てるものかと思うんですが。

事務局（布山課長）

細かく全部申し上げますと、光熱水費の増加もあるのですが、その他にICT環境を整備するためのシステムを入れというのも新たに加わったこと、それを全部勘案して「施設費」という言い方にしたとお聞きしております。

それから先ほど、小林浩先生の方から、教員の配置の数が比較的多いのではないかとのお話ありました。その点につきましては、そういったご意見があったということで、学校側に伝えるということで、回答に代えさせていただきたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

議長（児島会長）

はい、それ以外に何かご意見・ご質問等ありますでしょうか。特によろしいですか。特にご意見等ございませんでしたら、学校法人 軽井沢風越学園の設立並びに軽井沢風越学園及び軽井沢風越幼稚園の設置について、認可して差し支えない旨、答申することとして、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

はい、ありがとうございます。それでは、認可して差し支えない旨、答申することといたします。

次に（イ）私立幼稚園の廃止及び学校法人の解散を議題とさせていただきます。資料2の旭ヶ丘幼稚園について及び学校法人 旭ヶ丘学園について、事務局からご説明をお願いいたします。

旭ヶ丘幼稚園

事務局（布山課長）

諮問事項関係資料の14ページ「旭ヶ丘幼稚園について」ということでよろしく願いいたします。

認可事項は、私立幼稚園の廃止。幼稚園の名称は旭ヶ丘幼稚園。位置、それから設置者は、記載のとおりです。廃止の理由でございますが、園児の減少ということで、募集停止を経まして、現在休園をしており、教職員は退職しているということです。9の園児の処遇に関しましては、在園児は既になくという状況になっております。

次15ページをお願いします。旭ヶ丘幼稚園を運営しております、学校法人 旭ヶ丘学園ということで、認可事項は学校法人の解散です。法人名は、学校法人 旭ヶ丘学園。理事長は、浅井さんでいらっしゃいます。所在地は、須坂市旭ヶ丘1986番地2。設置校は旭ヶ丘幼稚園でございます。解散の理由ですが、当法人が設置する唯一の幼稚園を廃止するためでございます。6の資産の状況ですけれども、校地、校舎、それから現金預金など記載のとおりとなっております。なお、この現金預金等につきましては今、園舎がありますので、その取り壊し費用に充てると聞いております。7の残余財産の帰属ということで、こちらにつきましては、寄附行為に基づきまして、学校法人 ○○学園へ帰属をする予定でございます。説明は以上です。ご審議をよろしく願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま事務局の方から、旭ヶ丘幼稚園等につきまして、ご説明をいただいたわけですが、何かこれにつきまして、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしく願いをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

小林勝彦委員

教えていただきたいのですが、残余財産の帰属について、「寄附行為の規定により」ということなのですけれども、寄附行為に「他法人への帰属」はどこに記載してあるのでしょうか。

事務局（荻原主事）

寄附行為上でそのような規定があるかどうかということでしょうか。

小林勝彦委員

そうです。

事務局（荻原主事）

旭ヶ丘学園の寄附行為の第40条に残余財産の帰属者が定められておまして、この法人が解散した場合には、理事会で選定された学校法人、または教育の事業を行う公益法人、もしくは社会福祉法人に帰属するという定めがあります。今回は学校法人 ○○学園に帰属をするということで選定されたということになります。

議長（児島会長）

よろしいですか、はい。この件につきまして、それ以外にご質問・ご意見等ございましたら、お願いをいたしたいと思いますが、よろしいですか。

はい、それではご意見等、特にございませんようでしたら、旭ヶ丘幼稚園の廃止、学校法人 旭ヶ丘学園の解散につきまして、認可して差し支えない旨、答申することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨、答申することといたします。

続きまして、(ウ) 私立幼稚園の廃止を議題といたします。これにつきましては同様の理由による廃止の案件となりますので、資料3の光徳学園浅科幼稚園について及び資料4のりんどう幼稚園について、この二つを一括して審議することといたします。事務局からご説明をお願いいたします。

光徳学園浅科幼稚園

りんどう幼稚園

事務局（布山課長）

16 ページをお願いします。「光徳学園浅科幼稚園について」ということで、認可事項は私立幼稚園の廃止です。名称は光徳学園浅科幼稚園。位置、設置者、園長名等は記載のとおりです。廃止の理由は、今般、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行し、それに伴

って幼稚園を廃止するものです。廃止の年月日は、認可日でございます。

この点、手続き的には本来、認定こども園の移行の前に幼稚園の廃止認可申請をいただきまして、移行と同時に幼稚園を廃止するのが本来の姿というところでございますが、今回、認定こども園の移行が先行したというかたちとなっております。

幼稚園から認定こども園の移行に伴いまして、幼稚園の方は廃止となりますので、事前に届け出の方をいただけますよう、関係課と連携しまして、該当する幼稚園に今後周知に努めてまいりたいと思います。

教職員及び園児につきましては記載のとおり、認定こども園へ移行ということで、園の廃止に伴う支障等は出ておりません。

同様 17 ページの資料 4 「りんどう幼稚園について」。こちらの方につきましても 6 の廃止理由でございますが、幼保連携型認定こども園に移行したためということでございます。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま、事務局からご説明をいただきました。何かご意見・ご質問等ございましたら、お願いをいたしたいと思います。

特にご意見等ございませんようでしたら、光徳学園浅科幼稚園及びりんどう幼稚園の廃止につきまして、認可して差し支えない旨、答申することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

はい。それでは、認可して差し支えない旨、答申することといたします。

続きまして、諮問事項のウ 私立中学校関係の（ア）私立中学校の設置を議題とさせていただきます。資料 1 の松本国際中学校の 1 次審査について、事務局からご説明をお願いいたします。

松本国際中学校

事務局（布山課長）

はい、18 ページの資料 5 をご覧ください。「松本国際中学校について」ということで、認可事項は私立中学校の設置に係る今回 1 次審査でございます。

目的は、記載のとおり。名称につきましては、松本国際中学校。位置は、松本市村井町南 3 丁目 6 番 25 号でございます。別冊の認可申請書抜粋の 62 ページ、こちらに今回の松本国際中学校の設置趣意書ということでアウトラインがございますので、まずご覧いただきたいと思います。

今回の中学校の母体でございますけれども、上から 4 行目、旧創造学園高等学校から名前を変えた松本国際高等学校、この学校が母体でございます。学校の教育方針でございま

すが、これから 21 世紀の時代に真に社会に貢献できる人材を育成できる教育を行うという方針で学校を設置するという事で、それ以下にスポーツ伝統校としての活躍、それから英語教育等に力を入れるという学校の教育の具体的な内容が記載されております。松本国際高校における教育効果を更に上げるためには、高校の 3 年間だけではなく、中学、高校と 6 年間一貫した方針のもとでの教育が極めて効果的であるということで、新たに中学校を設置し、本校の教育的方針を確実に実現したいというお考えでございます。また、中学校においてバカロレアの関係でございますが、ミドルイヤーズプログラムとこちらの採用を目指す、生徒の創造的クリティカル、グローバルな社会で活躍する人材に欠かせない素質を育成するといったことを柱とするというのがまず 1 本目の柱。それから、スポーツ強豪校の松本国際高校との連携によりまして、スポーツ教育に力を入れ、生徒の個性の伸長に寄与していきたいこういった趣旨で中学校設置を目指すというお考えと伺っております。

67 ページをご覧くださいと思います。先ほど住所の方、申しあげましたけれども、真ん中を走っております篠ノ井線。そちらの村井駅でございますけれども、駅の前に矢印がありますが、松本国際中学校設置予定地ということで、現在ここには松本国際高校があります。次の 68 ページの方をご覧くださいと思います。村井町南と書いてある上に黒く囲んである部分、これが学校の校地で、そちらの具体的なものは 69 ページに配置図がございます。こちらの配置図を見ていただきますと、右上にグラウンドがあり、その下に L 字型で、北校舎、南校舎、体育館とございます。下のところに道路があつて、駅のそばです。今回新たに右の方に申請建物ということで、格子状に少し色が濃くなっている部分があります。ここが中学校棟として、建設を予定しているところでございます。

諮問事項関係資料の 18 ページの方にお戻りいただきたいと思います。学校の開設時期は令和 3 年 4 月を予定ということで、設置者は学校法人 理知の杜。理事長は麦島善光さん。校長予定者は現在松本国際高校校長の永原さんが兼任との計画でございます。理事長及び校長予定者の略歴につきましては、23 ページの方に記載してございますので、ご確認いただければと思います。

戻りまして、6 の学校概要でございます。中学校の収容定員ですが、1 学年 2 クラス、1 クラス 35 名で合計定員は 70 名。3 学年合わせて定員は 210 名という計画です。

教職員組織につきましては、開校時の名簿が認可申請書の 73 ページの方でございますので、またそちらの方も併せてご覧いただきたいと思います。基準につきましては記載のとおり、校長、教頭、教諭など合計 10 名。教諭につきましては、1 クラス 1 名以上が必要でございます。配備の計画でございますけれども、記載のとおり校長、教頭、教諭等併せて 18 名。このうち 8 名が専任という計画です。開設年度において、配置される教員の免許等につきましては、提出いただいた写しによって確認済みです。

19 ページをお願いいたします。教育課程につきましては、各学年とも学習指導要領の教科と授業時間等を満たしております。

(4)校地、こちらは自己所有ということで、延べ面積は 11,471.73 m²。うち、運動場面積は 3,604.5 m²ということで、設置基準等満たしております。校舎の方でございますが、延べ面積は 4,349.8 m²。基準面積等は満たしております。校舎の概要でございますけれども

も、4階建てで普通教室が6室あって、特別教室が記載のとおりでございますが、この内訳を見ていただきますと普通教室と特別教室、これが先ほど見ていただいた申請建物の中にあります。あと特別教室のうち高校と共有する部分や図書室、保健室等は、先ほどの高校の方を使用するという計画でございます。体育館につきましては、高校と共有という計画でございます。

20 ページの方をお願いいたします。校具、教具、図書等は記載のとおりです。

7の開設費についてでございますけれども、学校設置に要する費用といたしまして、財源として理事長等からの寄附ということで記載の額を確保済み。また開設費といたしましては記載のとおり、校地はございますので校舎の建設費、また教具等の購入費等、記載のとおり見込んでいます。

授業料、入学金等については記載のとおりです。

21 ページをご覧ください。収支計画ということで、令和3年度の学校開設年度におけます計画です。収入は授業料ということで、生徒数は初年度50名を見込んでいます。収容定員70人のところ、50人は見込めるのではないかとということで、入学金収入や補助金収入等合せて記載のと通りの計画です。支出は人件費、教育研究費、管理経費など合計記載のとおりで、初年度の収支の方は記載のとおりとなっております。

22 ページをご覧ください。令和4年度、2年目の収支の計算です。収入の方、授業料は生徒120人を見込み、記載のとおり。入学金等含め、合計で記載の額を見込んでおります。支出の部でございますけれども、人件費、管理経費等含めて記載の額ということで、収支差額は記載のとおりという計画でございます。

(3) 準備が必要な自己資金ということで、開設年度、令和3年度、21ページの経常的経費の2分の1が必要でございます。一番下の左部分の自己資金が記載のとおり保有しておりますので、基準以上の保有がされていることを事務局で確認済みです。

別冊の認可申請書の88ページをご覧くださいと思います。設置が予定されております松本市長の意見書です。下から8行目でございますけれども、「今般、松本国際高等学校が同一敷地内に中学校を設置することで、6年間という長いスパンを生かした効率的な学習が見込まれ、また国際バカロレアを取得したことで、国際的な感覚を育む教育も可能になります」、「今後も人口減少が続く中、厳しい学校経営も予想されますが今年度の入学者を見ますと、岡谷・諏訪地域からの入学が増加していることもあり」、「学都松本を標榜する松本市といたしましては、本件の設置認可により、特色ある多様な学びの場を望む生徒の選択肢が広がり、教育環境の拡充につながるものであると考え、意見具申するものです」というご意見をいただいているところです。説明は以上でございます。御審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま、事務局の方からご説明をいただいたわけですが、これについてご意見、ご質問等ございましたら、それぞれご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

小林浩委員

ミドルイヤーズ・プログラムというのは、何か公的なものなののでしょうか。それとも松本国際さんが考えたプログラムなののでしょうか。

事務局（布山課長）

国際バカロレアの資格につきましては、全部で3つ、プライマリーイヤーズ・プログラムとミドルイヤーズ・プログラムとディプロマ・プログラムとあります。高校の方は県内で松本国際とアイザックの2校が取得されているということで、中学については開校した以降、何年かかけないとこのプログラムは取得できませんので、取得を目指して、準備していくとお聞きしております。

小林浩委員

わかりました。松本国際さんの高校の方ではバカロレアを取得しているので、私は自動的に取れるのかなと思っていたのでお聞きしました。

あともう1点。教員の中でうちの高校を卒業した子がいて、とてもいいんだけど、英語を話せる先生が2人くらいしかいないんですよ。これで大丈夫ですか。後日で結構ですので、その辺り教えていただけないかなと思います。

議長（児島会長）

よろしいですか。ではそれ以外に何か、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いをいたしたいと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。

それでは特にご意見等ございませんでしたら、松本国際中学校の設置の1次審査について、承認して差し支えない旨の答申をすることとして、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは、承認して差し支えない旨、答申することといたします。

続きまして、諮問事項のエ 私立高等学校関係の（ア）私立高等学校の設置を議題といたします。資料6の緑誠蘭高等学校の1次審査につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

緑誠蘭高等学校

事務局（布山課長）

それでは26ページ、資料6「緑誠蘭高等学校について」、よろしくお願ひいたします。認可事項は、私立高等学校の設置に係る、今回1次審査でございます。

目的ですが、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、今回広域通信制による高等学校教育を施し、自然豊かな環境の中で信州学について学ぶことを通じて、誠実にし

て豊かな情操をもち、社会で生き抜く実力ある人を育てること、これを目指しているものとお聞きしております。

学校の名称は、緑誠蘭高等学校。位置は、木曾郡南木曾町吾妻蘭 3859 番地 39 です。別冊の認可申請書の抜粋の 90 ページ、設置の趣意書、こちらの方をまずご覧いただきたいと思います。今回、緑誠蘭高等学校の設置者ですが、学校法人 山本学園ということで、本部は愛知県知立市にございます。現在、専修学校を運営しており、教職員数約 200 名、在籍生徒・学生数 1,600 名、専修学校 3 校を運営しているという学校法人でございます。その中でも 1,100 人が在籍する、山本学園情報文化専門学校高等課程の特色といたしましては、不登校の生徒の立ち直り、それに取り組んでいる学校ということでございます。

建学の精神ですが、自然豊かな環境の中で、誠実にして、豊かな情操をもち、しかも実力ある人を育てるということで、これが「緑」、誠実の「誠」、それから地名の「蘭」という学校の名前の由来になっている部分でございます。

学校の特色の部分でございますけれども、不登校の生徒を受け入れ、教師との触れ合いの中で不登校を克服することを目指して、長野県の自然・歴史・伝統産業等の信州学を学び、地域の人々と触れ合う中で、不登校の克服を目指すということで、具体的な教育目標としましては、記載のとおりでございます。

101 ページをご覧ください。場所等につきまして、地図でございますけれども、上の真ん中辺りから左に向って蛇行しているのが木曾川と中央本線があり、途中で枝分かれして吾妻橋というところから妻籠を通りまして、右の方に走っていく道がございます。これが国道 19 号から分岐をして、伊那谷の方に向って行く国道 256 号で、それを 5 キロほど上がったところ、真ん中辺りに「蘭」という地区がありまして、ここに学校があります。ここは J R の南木曾駅からおんたけ交通のバスで、20 分ほどのところ です。

103 ページをご覧ください。施設の配置図ということで、南木曾町立の旧蘭小学校の校舎を町から借り受けるということで、校舎は図面の左下の濃くなった建物でございます。

諮問事項関係資料の 24 ページ、設置課程及び学科でございますが、広域通信制・単位制課程普通科です。通信教育を行う区域は、長野県、岐阜県、愛知県ということで、面接指導施設として、塩尻、中津川、知立それぞれに配置をする計画です。開設の時期は、令和 2 年の 4 月を計画されております。それから設置者でございますけれども、愛知県知立市の学校法人 山本学園の理事長 山本さんです。校長予定者は、長坂雅和さん。経歴等につきましては 32 ページに記載してございますので、併せてご確認の方をお願いします。それから 10 の修業年限、収容定員でございますが、修業年限は 3 年、収容定員は 300 人。それから取得単位数ということで、74 単位以上の取得という計画となっております。

25 ページをご覧ください。教職員の体制の計画、基準は、校長、教頭や教諭、事務職員等、それぞれ記載のとおり置かなければならないということで、教員については 5 人以上ということです。計画の方は、記載のとおり全部で 29 名。専任が 18 名ということで、基準を満たしております。この職員の名簿は、別冊の認可申請書の 112 ページにございますので、併せてご覧いただきたいと思います。教育課程に対応する免許等につきまして

は、提出いただいた免許状の写しを確認いたし、確認済みです。教育課程につきましては、31 ページをご覧くださいと思います。特徴的な部分としますと、「学校設定科目」ということで、ブッシュクラフト、あるいは伝統工芸、こういったところが一番の特色となっています。校地でございますけれども、総面積は 5,907.63 m²で、土地所有者は、南木曾町となっております。内訳は記載のとおりです。

26 ページの方をご覧くださいと思います。校舎等延べ面積は、1,255 m²余ということで、基準面積の方を上回っております。申請書の 104 ページをご覧くださいと思います。3 階建てということで、普通教室が 3 階に 2 室、2 階に 1 室、それから図書室、職員室等がございますので、ご確認をいただきたいと思います。

それから諮問関係事項資料の 26 ページに戻りますが、15 の校具及び教具は、記載のとおりです。それから 16 の面接指導施設でございますけれども、塩尻につきましては、塩尻市大門一番町 6 番 13 号。中津川、知立につきましては、記載のとおりです。施設の面積につきましては、いずれも基準を満たしています。それから施設の様子、教育に支障がないか、そういった面につきましては学校の方に確認をして、支障がないという旨の回答を得ているところです。

27 ページ、開設費についてでございます。学校設置に要する経費ということで施設関係の支出、あるいは設備関係の支出、教員人件費など合計で記載のとおり、財源につきましては、全額を山本学園で負担をするという計画となっております。授業料につきましては、単位制ということで授業科目によりまして、1 単位当たり記載のとおり、入学金や施設設備費につきましては、記載のとおりです。

28 ページ、学校開設予定の令和 2 年度の収支予算ということで、まず収入の部、開設初年度、授業料につきましては、記載の額を見込んでおります。初年度は、生徒数 40 名を見込んで、収入等は全部合わせまして記載のとおりでございます。支出は、人件費等々で記載のとおり、収支差額は、記載のとおりとなっております。

29 ページの方をご覧ください。令和 3 年度の収支予算でございます。生徒数につきましては 125 名を見込んでおります。収入の部、授業料としましては記載のとおり、収入計は記載のとおり。支出の部分は、記載のとおり、差額の方は記載のとおりという計画となっております。令和 3 年度の授業料のところに「技能連携」について記載がございます。技能連携は、学校教育法第 55 条で定められている制度で、定時制あるいは通信制課程に在学する生徒が、教育委員会の指定する技能教育を受けるための施設、例えば専修学校等で教育を受けた場合、そこで履修した単位の一部を、通信制高校の方の単位の履修としてみなすことができます。広域通信制高校に通っている子どもが、専修学校で単位を取った場合、その単位を広域通信制高校の単位としてみなす制度です。現在、山本学園では、中学を出て入ってくる専修学校の高等課程、山本学園情報文化専門学校の高等課程を運営しており、そちらの方で現在は、別法人の広域通信制高校と技能連携を取り組んでいるということで、今後、緑誠蘭高等学校を開校した場合には、緑誠蘭高等学校と技能連携を同一法人内で組むかたちで、生徒の教育環境の向上を目指したいというご計画です。

次に 30 ページをご覧ください。準備が必要な自己資金ということで今回、校地と校舎を自己所有していないということで、認可申請時に、開設年度の経常的経費 1 年分に相当

する金額を保有していることが求められています。令和3年度の支出中、経常的経費につきましては、記載の額であり、自己資金は記載のとおりということで、資金が確保されていることを事務局で確認をしているところでございます。

認可申請書の137ページの方をご覧いただきたいと思います。緑誠蘭高等学校設立に対する南木曾町長からの意見書でございます。学校法人 山本学園が設置を計画する通信制高等学校の緑誠蘭高等学校は、旧南木曾町立蘭小学校の校舎等を活用するもので、町では利用団体の公募に取り組んできた経過があり、その公募の中で今回校舎が有効に活用されるということで、相手方を決定しているということで、大いに期待しているというお話です。開校の運びになればということで、地域の新たな教育資源の創出、あるいは伝統芸能や伝統文化の体験による町の文化発信、交流の促進、各施設等の利用増大など地域全体の活性化が期待されるということです。学校設立準備という中で、地元の住民との良好な関係性が構築されつつあることから、学校設立に対しては特段のご配慮をよろしく願いたします、ということで南木曾町長より意見書をいただいております。説明は以上です。御審議の程、よろしく願いたします。

議長（児島会長）

ただいま、緑誠蘭高等学校につきまして、ご説明をいただいたわけですが、これにつきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。

小林浩委員

私は以前、戸枝先生のところで、とても勉強したのですがけれども、面接指導施設の件であります。戸枝先生のところは、本当にまじめにやられているのを感じたのですがけれども、この26ページのこの面接指導施設というのは、県の先生方は、実際出向く必要がないということでしょうか。もし、そうであっても1回は、県の方も行かれた方が生徒のためになるのかなと思っています。

2点目で、認可申請書の112ページのところで、地歴公民を教える50代60代の先生方、社会1級、2級という免許で地歴も公民も両方教えられたのでしたっけ。

事務局（市川私学指導主事）

教えることはできます。

小林浩委員

いいのですか。わかりました。では1点だけ。

議長（児島会長）

はい、願いたします。

事務局（布山課長）

面接指導施設の関係でございます。県の方で面接指導施設について出向く必要があるのではないかというご意見をいただいたところでございます。今回面接指導施設につきまして、図面及び契約書等、あるいは学校からの聞き取り等を行っておりますが、直接現地の方には、現時点では直接は伺っておりません。

また、例えば塩尻のところに、「塩尻タクシー」と書いてありますので、私どもでも建物の名称はこうなっていますが、図面を見て、大丈夫ですかということで個別に確認をし、この事務室があつたけれども既に移転をして、施設の名称としてはこうなっているけれども支障はない、という回答をいただいております。(2)と(3)につきましても、それぞれ教育上は問題ないという話を伺っているところです。

実態としますと、面接指導施設について個別には現時点では行っておりませんが、また内部で検討をしてまいりたいと思います。

議長（児島会長）

よろしいですか。それ以外に何か、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。特によろしいですか。特にご意見等ないようでしたら、緑誠蘭高等学校の設置の1次審査につきまして、承認して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは、承認して差し支えない旨、答申することと致します。

続きまして、資料7 I D学園高等学校についての1次審査につきまして、事務局からご説明をお願い致します。

I D学園高等学校

事務局（布山課長）

それでは33ページの資料7「I D学園高等学校について」ということでよろしく願いいたします。認可事項は、私立高等学校の設置の1次審査です。

1の目的につきましては、教育基本法及び学校教育法に基づき、後期中等普通教育を通信制課程で行うとともに、国際性や社会性の育成を図るためのコースの設置により教育を行うというものを指すものです。学校の名称は、I D学園高等学校、学校法人の名称でございます郁文館夢学園、そちらの方から取っているとお聞きしております。

位置につきましては、東御市新張字檜原1931番地です。別冊の認可申請書の142ページをご覧くださいと思います。141ページから今回の申請の書類でございますが、全体像ということで、まず学校の設置趣意書、142ページをご覧くださいと思います。今回I D学園高等学校の設置の認可申請を出されました学校法人の郁文館夢学園。こちらの方は平成4年から校外学習施設として東御市に研修センター「鴻夢館」と呼ばれているようでございますが、こちらを開設しました。法人が運営する全ての学校の全ての生徒

が、毎年鴻夢館で10泊11日の学習研修を行い、東御市の協力の下、様々な体験や学習活動に取り組んできました。今回、学校創立130周年を迎えるという中で、多様化する教育ニーズに対応すべく、思い描く教育の実現を目指し、郁文館にとっては第二のホームである東御市の研修施設「鴻夢館」、こちらを本校とする広域通信制高校の設置を申請することとしたということでございます。

143ページの方をご覧くださいと、(4)として基本コンセプトということで書いてございます。コースによる差異はあるが、次の4つということで、①社会とつながり、社会を学びの場とするということで学校法人を運営しております郁文館高校、あるいは郁文館グローバル高校で既に実施している留学あるいは学外組織との協働、更に探究学習等、そういったものに社会とのつながりを重視した教育を行いたい。②として、協力校を全日制の郁文館高校と郁文館グローバル高校とすることで、そちらとの連携。それから③としては、費用の関する教育機会の拡大の関係。それから④東御市との連携ということで、本校にて、集中合宿形式で実施するスクーリングへの参加を促進するとともに、スクーリング以外でも本校を拠点にスポーツ活動や様々な活動を行っていくと。こういったところが、学校の特色として挙げられているところです。

次に144ページをご覧くださいと思います。コースでございますけれども、表の2ですが、右側の方にフレックスコース、こちらは高校卒業資格取得のための学習ということで、74単位を取るための面接指導や添削指導試験等の部分です。コースは3つありまして、このフレックスコースの他に、全日型ということで週5日通学するコースとしてGコース及びSコース。こちらはこの通信制教育の活動とは別に課外活動として、連携の講座だとかインターシップとか留学とか、こういったことを目指したいというお考えです。ちなみにこの全日型については、当面は協力校の方で行うというお考えのようです。

151ページをご覧くださいと思います。学校の間所でございますけれども、左下にしなの鉄道田中駅がございます。ここから県道を群馬県方面に右上の方へ上っていったところに檜原地区がございます。こちらの真ん中辺り、こちらにID学園の校舎を設置するという計画です。それから153ページは具体的な校舎等、施設の配置図でございます。現在は学校法人 郁文館夢学園の研修センターとなっております。これを今回、高等学校に用途変更をした上で、学校の校舎とする部分は、この斜めの斜線が引いてある「用途変更部分」ということで、この上にあります部分が大きく二つ並んでいると思うのですが、上の方は宿泊棟ということで、従前どおり研修センターとして利用するとのこと。下の斜線が引いてある部分、こちらの方を校舎として利用いたします。ちなみに左上の部分は駐車場ということだそうでございます。

次に154ページの方をご覧くださいと思います。これは建物が傾斜地に建っているということで、ちょっと変則的な形となっておりますが、上から3つ立面図がございますが、真ん中の立面図、この真ん中に煙突状のものがございますが、そこから右側、これが学校の部分ということでございます。ですので、学校の主要部分といたしますと、主には二階建てということで、入口やロビー等は二階にあって、一階の教室まで降りて行くというような特徴的な造りとなっております。155ページから156ページにかけては、平面図です。まずは156ページ、真ん中辺りに斜めで階段が描いてございます。ここが入口で、

これを昇っていきまして、風除室を通過してロビー、ここが入口部分です。左をまっすぐ行きますと講堂、それから図書室。それからロビーのところから階段がございますが、ここを下に降りて行くと155ページの方の真ん中辺りの階段になりまして、ここに教室等が配置されているというかたちです。見ていただきますと教室が3つ、それから食堂、こういったものが配置されており、また左側のところに教室がまた3つあり、こちらは更にもう1個下のところが部分的にあるということで、全部で教室は6つあるということです。

諮問事項関係資料の33ページに一旦、お戻りいただきたいと思います。4の設置課程及び学科でございますけれども、広域通信制の単位制普通科でございます。通信教育を行う区域は、長野県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県の9都県です。協力校といたしまして、学校法人 郁文館夢学園の郁文館高等学校と郁文館グローバル高等学校。こちらは、東京都の文京区にあるということです。初年度は面接指導施設については、開設しないという計画です。開設の時期につきましては、令和2年4月1日です。設置者につきましては、学校法人 郁文館夢学園の理事長の渡邊美樹さんです。それから校長予定者は、土屋俊之さんということで、略歴につきましては41ページをご覧くださいと思います。10の修業年限、収容定員のところでございますけれども、修業年限は3年、定員は1,200人、取得単位は74単位というかたちとなっております。

34ページをお願いします。11の教職員組織の表ということで、併せて名簿につきまして、認可申請書の157ページの方をご覧くださいと思います。教職員の基準でございますけれども、表記載のとおり、校長、教頭等、置かなければならない基準があり、教員の数につきましては5名以上ということで、計画につきましては全部で13名ということで支障がないというかたちとなっております。この人数の他に※印でございますが、今後上記の他、同一法人の協力校の教職員133名ということで、生徒の数に応じて兼務発令をしていきたいという計画です。これらの13名の方につきましては、免許について提出いただいた教員免許の写しによって、全て確認済みです。それから12の教育課程につきましては、標準的な教育課程ということで、40ページをご覧ください。国語・数学・理科等々記載のとおりでございます。

34ページの方にお戻りください。校地につきましては、総面積が2万4,147㎡。所有は、学校法人 郁文館夢学園。校舎につきましては、3,599㎡余。こちらも学校法人 郁文館夢学園が保有しております。

35ページの方をご覧ください。校舎の内訳でございますけれども、先ほど平面図でございましたが、普通教室が5室。それから保健室、職員室、図書室等、記載のとおり、また15の校具および教具につきましても、記載のとおりでございます。16の開設費についてでございます。学校開設に要する経費としまして、校舎の改修、具体的にこの研修施設を校舎として使えるかどうかについて、建築の専門家に見ていただいて、改修が必要な部分について見積っているということで、その改修費。それから職員の人件費等、合わせて記載の額を見込んでおり、財源としては全額、学校法人 郁文館夢学園で調達予定です。

次の36ページをご覧くださいと思います。経費及び維持方法ということで、不足

した場合は、設置者によってこれを補う、18の授業料でございますが、入学金は記載のとおり。授業料は単位制で、1単位について記載のとおり。教育充実費は記載のとおりです。全日型のグローバルコースとソーシャルコースについては、基本的に週5日登校というコースですが、別途ここにあります全日型の登録費、それから学費、充実費がかかるという学費の構成となっております。

37ページの方をご覧ください。学校開設予定の令和2年度の収支計画、収支予算につきましては、収入の部は授業料など合計で記載のとおり。生徒数の見込みは、期首で190人、転入で229人の見込みということです。支出につきましては、人件費それから諸経費等合わせまして、合計で記載のとおり。初年度の収支は記載のとおりで見込んでいます。

次38ページをご覧ください。令和3年度です。生徒数は期首、転入で、それぞれ記載のとおり見込んでおり、収入の授業料につきましては記載のとおり、合計で記載の額ということで、支出の方は合計で記載のとおり、収支の方は記載のと通りの計画となっております。

次39ページ、(3)準備が必要な自己資金ということで、今回、校地と校舎は自己所有でございますので、開設年度の経常的経費のうち2分の1に相当する額の保有が求められております。令和2年度の経常的経費は、表の真ん中にごございます記載の額ということで、これの2分の1、記載の額が必要となっております。自己資金として記載の額、基準以上の資金が確保されているということを事務局で確認をさせていただきました。

別冊の認可申請書の方の174ページの方をご覧いただきたいと思っております。学校が設置されます東御市長の意見書でございます。「記」以下の部分ですが、東御市としては次の4つの理由から、本件に賛同し、歓迎するところであるということで、1としますと、長年に渡る連携関係ということで、スキーあるいは登山、農業体験、森林再生学習など、多岐に渡る教育活動を行ってきた、あるいは清掃活動のボランティアということで、市としてはこの様な郁文館の活動に賛同するというところでございます。今回郁文館が、現研修センターに通信制高校本校機能を持った際には、これまで築いてきた協働体制を土台に、次に述べるような効果、期待も込めて、生徒の育成及び地域の活性化を共に目指していきたいと考えるということです。2といたしますと、具体的な期待の内容でございますが、

(1)として東御市を訪れる生徒、広域通信制であるので、生徒が全国から東御市を訪れ、滞在する可能性があること。目的はあくまで単位取得の学習活動であり、期間も限定されるが、将来何らかの形で、地域に関わりを持つことにつながるならば、本市にとっては大いに喜びであるということ。あるいは(2)として、東御市在住の生徒ということで、東御市には私立高校も通信制高校も所在しない、従って、市の生徒が通信制高校で卒業資格取得を目指す場合、もし通信制高校が開設されれば、それは喜ばしいこと。もちろんこの地域に立地する通信制高校であっても同じであると思われるが、近隣に通信制高校の本校があることは、スクーリングの受講のしやすさ等、学習の機会拡大と充実に資するものと考えするというご意見。それから3として、充実・安心の施設として、本市の教育長をはじめとする教育委員が、郁文館の研修センターの視察を行った。学校施設としての建築基準を満たすための改修工事計画についての説明も受けたが、本市としては、まず規模については、同時に300名程度の生徒が宿泊を伴う学習活動を展開する十分な広さがあ

り、広々とした構造となっており、生徒が伸びやかな空間的感覚で学習を行えるという印象を受けた。また安全面でも適切な配慮がされているということで、周囲の自然環境の活用も含め、充実した教育活動の展開が安全に実施できる施設であると市としては思われる、というご意見をいただいております。また4、目指すべき人材の育成として郁文館では記載の教育を目標として掲げており、それにつきましては、東御市の教育の連携への期待があるといったことが記載されております。結論としますと市としては、本件を待望するところであり、新校開校の暁には、いっそうの連携を図り、生徒育成及び地域活性化を目指して協働していく所存である、というご意見を寄せていただいております。

説明につきましては、以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま I D 学園高等学校につきまして、事務局の方から説明をいただいたわけですが、これにつきまして何かご意見・ご質問等ございましたら、お願いをいたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。はい、どうぞお願いします。

小林浩委員

市長さんのご意見で納得できないのは、東御市には多部制単位制の東御清翔高校がありますよね。あの高校には影響ないのですか。全日制はほとんど影響ないと思うのですが、東御清翔が困りはしませんかというのが1点。

もう1点は、グローバルコースの生徒は「留学必修」と書いてあるんですよね。大学であれば例えば、IELTS とか TOEFL を取って、実際半年間、語学学校に行って9月から大学に入ります。短大にあたるコミュニティーカレッジも含めて、そこに入るというのが、一般の大学の留学の形なのですけれども。高校の留学の形、それは果たして提携校があるのかどうか。そのあたりぜひ詳しく教えていただきたいということと、元ワタミの渡邊さんですけれども、教育界の中では、渡邊さんは「大学入試不要論」を唱えた方で、郁文館に入られて、びっくりしたんですけれども。でもこのカリキュラムを見ると、一応大学にも対応するようなカリキュラムになっているし、都内の郁文館もそれなりの実績を上げている中高一貫校であると思うのですけれども。何が言いたいのかというと、設置者が、大学についてあまり気乗りのない方が、海外に目を向けているのかなという思いがちょっとしたものですから。ちょっとまとまりませんが、東御清翔について影響はないのかどうか、高校における留学の道・ルートが確立されていて、単位の互換性はどうか。もしわかれば、お聞かせいただきたい。

議長（児島会長）

はい、よろしいでしょうか。はい、お願いします。

事務局（布山課長）

まず1点目の東御清翔高校との関係でございます。この I D 学園高等学校との関係でございますけれども、広域通信制高校ということで協力校を2校、首都圏の方に置くという

ことで、基本的には生徒の多くは首都圏になるのではないかという考えを持っていらっしゃるようです。その根拠としますと、郁文館高校は全日制の方は130年の長い歴史があるということ、そちらの方で多くの生徒が出願するなど人気が高いということで、この法人が設置する通信制のID学園、こちらについても知名度、信用も出てきて、生徒確保が見込めるというお話でございます。一方、長野県内につきましては、東御市、あるいは東信地方でも一定のニーズがあるだろうということでございますが、こちらの方につきましては、それほど多くの生徒については見込んでいないと。その理由といたしますと、高校の方のスクーリング等ございますが、基本的に通信制高校というかたちとなっており、そんな中で、東御清翔高校の関係につきましては、教育委員会の方にも確認をし、教育委員会としては、そういった私立高校が設置されるということについては情報としてはお聞きしておくというお話を伺ったところでございます。

事務局（市川私学指導主事）

補足でお答えいたします。まず今の報告にありましたようにID学園についてはスクーリングが基本となっているということがございまして、東御清翔高校につきましては多部制・単位制ということで、このへんの登校のスタイルが一つ大きな違いがあるのかなということを感じておるところでございます。

事務局（布山課長）

先程のことをもう少し正確に申し上げますと、県の教育委員会の方には、一般論とすると、通信制高校に対する需要の増加が全般としてあるというのは認識していると。2点目として、新規の開校、そういったことの計画については、事実として受け止めると、そういうお考えを伺ったところでございます。

それからグローバルコースの留学のことでございますけれども、こちらの方は基本的には74単位の中ではなくて、課外活動として留学を取り扱うというふうにお聞きしております。

事務局（市川私学指導主事）

グローバルコースの生徒さんについては、基本的に2年次に留学を行うという計画を持っているようでございます。郁文館グローバル高校は、海外に生徒を留学させていますが、提携校は多く、1校に複数ではなく1名を送り出せるだけの体制が整っていると聞いています。こういったところを使って、グローバルコースの生徒については、10カ月の留学を計画しているということでございます。なお、学校教育法施行規則第93条第2項により、外国での履修を高等学校の履修とみなし、36単位までは単位の修得を認定できるので、その分は卒業の単位に換算するという計画を持っておられると伺っています。

事務局（布山課長）

すみません。課外活動というところは、訂正いたします。換算するそうです。

小林浩委員

40 ページの英語のコミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ、英語会話で、IELTS ないしは TOEFL の語学テストに堪えうるような指導をなさるといふことになりませんか。

事務局（市川私学指導主事）

はい。そのように学校からは聞いております。

小林浩委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（児島会長）

よろしいでしょうか、はい。それ以外に、何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。はい、どうぞ。

百瀬委員

今までの学校のイメージと大分違うんだなという感じがします。設置趣意書の「設置の背景」というところを読ませていただくと、郁文館グローバル高校の課題のところ、「全日制の時間割ではその時間捻出が困難」と書かれていて、その下の細かい文章を読ませていただくと、「全日制では網羅できないところを通信制で網羅していく」ということが書かれています。全日制で網羅できないところを通信制で網羅するということになる、感覚的なお話で申し訳ないのですが、教員の皆様等も含めて、本来よりもキャパの広いところを見ていかなければいけないということになると思うのですけれども、こちらへんがどういう運営でやるのかが、よく分からないと言いますか、この課題と書かれているところを、通信制にすることによって網羅するというような背景が趣意書に書かれているので、全日制では網羅できないけれども通信制で課題が解決できる、というところは、何をもってそうなるのかというのが、先ほどの説明の中で聞くだけでは分からなかったの、もう少しご説明いただけたらと思います。

議長（児島会長）

はい、事務局の方でよろしいでしょうか。お願いいたします。

事務局（市川私学指導主事）

グローバルコース、ソーシャルコースの計画でございますけれども、グローバルコースについては先程の留学、ソーシャルコースについてはインターンシップ、それも他の高校でやっているような数日間のインターンシップではなくて、かなり長期間インターンシップなどを通じて、地域を理解したり課題を発見したり、そういったことをやりたい、というように聞いております。そういったことをやるために、現行の全日制の学校ですと授業時間が非常に多く取られて、そういった活動まで行うということが非常に難しい現状がご

ございますので、通信制のところ、そういった学習については取り行い、それ以外のところで、そういった社会的な部分を教育課程以外の活動として行う計画、とお聞きをしております。

議長（児島会長）

百瀬委員さん、いかがでしょうか。ご納得できますか。

百瀬委員

はい。ありがとうございました。

議長（児島会長）

はい。それ以外に何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

小林勝彦委員

収支予算の項目なのですが、その中で教育充実費ということで収入項目があって、「本校」というのと「全日型」というところが二つあるのですが、設備費や施設費と比べると教育充実費というのは、学生としては広い意味の解釈に捉えるかと思うのですが、何を特定して教育充実費としているのかをお聞きしたいのと、もしくは特定しないとすれば、どういった説明をなさるのかをお聞きしたいのですが、お願いします。

議長（児島会長）

事務局、よろしいでしょうか。

事務局（熊谷補佐）

今、小林先生のお尋ねでございますが、教育充実費を具体的にどういった点の支出にあてているのですか、という趣旨でよろしいでしょうか。

小林勝彦委員

そうですね。収入の部の方に、教育充実費という項目が設けてあって、それを徴収することだと思えるのですが、もし保護者から「このへんが分からない、何ですか」と聞かれたら、どういうふうに答えるのかなという素朴な疑問なのですが、お願いします。

事務局（熊谷補佐）

授業料については一般的に先生方の人件費等や、経費の中の旅費や庶務的な経費に充てています。教育充実費に関しましては例えば、経費支出の真ん中辺り、教務のところにあります教材費や、あと設備関係で i p a d 等の購入や備品・用品等を整備していくといったところを主に支出先として考えていると伺っております。

議長（児島会長）

小林委員さん、よろしいですか。

小林勝彦委員

はい。

議長（児島会長）

はい。それでは、それ以外に何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。特段なければ、ご意見等ございませんでしたら、ID学園高等学校の設置の1次審査につきまして、承認して差し支えない旨、答申いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは、承認して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。

続きまして、(イ) 広域通信制課程に係る学則の変更につきまして議題とさせていただきます。これにつきましては、資料8から資料10まで、同様の理由による変更によりますので、一括して審議させていただくこととします。資料8のコードアカデミー高等学校につきまして、資料9の地球環境高等学校につきまして、資料10の天龍興譲高等学校につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

コードアカデミー高等学校 **地球環境高等学校** **天龍興譲高等学校**

事務局（布山課長）

42ページをご覧いただきたいと思っております。「コードアカデミー高等学校について」ということで、認可事項は、広域通信制課程に係る学則の変更です。

学校の名称、位置、設置者、それから校長名等につきましては、記載のとおりです。6の変更の理由でございますけれども、教育課程の変更ということで、具体的には、高等学校学習指導要領が改定されたことにより「総合的な学習」につきまして、「総合的な探究」に名称と内容が改められ、それに伴い、各学校の教育課程の方も変更が必要というものでございます。

広域通信制高校の学則変更につきましては、知事の認可が必要です。今申し上げましたとおり、7番の学則の変更内容につきましては、変更前の「総合的な学習」から、左側の「総合的な探究」へ文言を改めるということでございます。変更年月日につきましては、本年4月から実施ということで、手続き的には今回恐縮でございますが、遡及適用というかたちでお願いいたします。既に学習内容につきましては、各校で対応していただいておりますので、生徒への影響はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

同様に資料9の「地球環境高等学校について」、それから資料10の「天龍興譲高校について」も同様に、学習指導要領の改正に伴いまして、教科名を「総合的な学習」から「総合的な探究」へと変更をするものです。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま、この件につきまして、ご説明をいただいたわけでございますけれども、これにつきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたしたいと思っております。

ご意見等ないようでしたら、コードアカデミー高等学校、地球環境高等学校、天龍興譲高等学校の学則の変更につきまして、認可して差し支えない旨、答申することといたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは、認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。

続きまして、資料 11 さくら国際高等学校について、事務局からお願いをいたしたいと思っております。なお、この案件につきましては、戸枝委員さんが同学校の面接指導施設の関係者となっております。私立学校法第 15 条及び本審議会運営規則第 10 条により、審議会委員は自己に関係する学校の議決に加わることができません。議事の審査の間、しばらく御退席をお願いいたします。

（戸枝委員 退出）

議長（児島会長）

それでは事務局から、ご説明をお願いいたします。

さくら国際高等学校

事務局（布山課長）

45 ページ、資料 11 「さくら国際高等学校について」です。

認可事項は、広域通信制課程に係る学則変更です。学校の名称は、さくら国際高等学校。位置、設置者、校長名等につきましては、記載のとおりです。

変更の理由は 3 点。まず一つ目は、教育区域の拡大ということで、富山県を追加するというもの。二つ目は教育課程の変更、もう一つは面接指導施設の追加です。具体的な内容につきまして、7 の学則の変更内容をご覧いただきたいと思います。左側から項目、変更後、変更前と並べてございます。一番下でございますけれども、教育課程の教科名の変更ということで、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変えるというのが 1 点目。それから教育区域につきましては、第 6 条について富山県を追加する、それから 46 ページをご覧いただきたいと思います。第 24 条別表 2 ということで、面接指導施設が定めてございますが、ここに新たに相模原キャンパス、二俣川キャンパス、須坂キャンパス、富山キャンパス、津島キャンパスの 5 つを追加するという案でございます。それぞれの面接指導施設の概要につきまして、8 ということで、表でまとめさせていただいていま

す。面接指導施設は、それぞれ神奈川県の相模原市、それから横浜市の旭区、須坂市、富山県の射水市、それから愛知県の津島市に設けるという計画で、横浜市旭区二俣川、それから富山県射水市につきましては新設、それ以外は、現在連携教育施設である学習センターの方からの移行という計画です。

いずれも施設の使用につきましては、提出のございました書面で確認をし、また施設が教育上、支障がないことにつきましては、学校にそれぞれ確認をしたところ。また面接指導の実施につきましては、教員免許を保有する実施校の教員によることとなることにつきまして、書面で確認をいたしました。今回、同校の定員 1,700 人、5月1日現在の在籍者数は 1,188 人ということで、今回、面接指導施設を新たに追加し、定員が増えたとしても、総定員については増員する必要がないというご説明が学校からございましたので、今回変更対象とはなっておりません。説明については、以上です。御審議の程よろしくお願いたします。

議長（児島会長）

ただいま、事務局の方からご説明をいただきましたけれども、この件につきまして何かご意見・ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。特にご意見等ないようございましたら、さくら国際高等学校の学則の変更につきまして、認可して差し支えない旨、答申することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは、認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。戸枝委員さん、お戻りください。

（戸枝委員 入室）

議長（児島会長）

続きまして、資料 12 の松本国際高等学校につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

松本国際高等学校

事務局（布山課長）

47 ページ「松本国際高等学校について」ということで、認可事項は広域通信制課程に係る学則の変更です。

学校の名称、位置、設置者、校長名、収容定員につきましては、記載のとおりです。今回の学則変更の理由でございますけれども、先ほど同様、面接指導施設の追加、それから

教育課程の変更です。教育課程の変更につきましては、先ほど同様、23条につきまして「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更するものでございます。それからその上の第6条の部分でございますが、面接指導施設として（4）飯田面接指導施設と（5）長野面接指導施設を追加するという案です。

施設の概要につきましては、48ページをご覧くださいと思います。備考の欄でございますが、いずれも現在学習センターということで、設置されているものからの移行で、面接指導施設とするというものです。施設の使用につきましては、提出のあった書面で確認済みの他、教育上支障のないことにつきましては、学校に対して確認をいたしました。面接指導につきましては、教員免許を保有する本校の教員が派遣され、それぞれの施設に出向いて対応するというふうにお聞きをしております。

それから変更年月日につきましては、学校の方の希望といたしますと、出来るだけ早くから利便性を計りたいということで、12月からというお話で参っております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま、松本国際高等学校につきまして、事務局の方からご説明がございましたけれども、何かこれにつきまして、ご意見等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、松本国際高等学校の学則の変更につきまして、認可して差し支えない旨、答申することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは、認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。

続きまして、諮問事項のオ 私立専修学校関係の（ア）学校法人の設立を議題とさせていただきます。これにつきましては、次の審査項目であります（イ）私立専修学校の設置者の変更と関連がありますので、併せて議題とさせていただきます。資料13の岡学園トータルデザインアカデミーについて、事務局から説明をお願いいたします。

岡学園トータルデザインアカデミー

事務局（布山課長）

49ページの方をご覧くださいと思います。「岡学園トータルデザインアカデミーについて」ということで、認可事項は、学校法人の設立と専修学校の設置者の変更となっております。

まず学校法人の設立ということで、名称は学校法人 岡学園トータルデザインアカデミー。位置、目的、設置者等につきましては、記載のとおりです。設置者は、設立代表者の岡正子さん。岡さんの経歴等につきましては、53ページの方でございますので、また後ほどご覧いただきたいと思います。役員でございますけれども、表に記載のとおり、理事

が5名、監事2名ということで、いずれも法律の要件を満たしております。

50ページをご覧いただきたいと思います。資産でございますけれども、総額、内訳は記載のとおりです。校地、校舎、それから校具、教具などにつきましては、記載のとおりでございます。次に収支計画ということで、令和2年度の収支計画、収入につきましては、生徒数110名ということで、授業料等、収入が記載のとおり。支出については、記載のとおり。収支差額は、記載のとおりです。

51ページの方をご覧いただきたいと思います。施設を自己所有する場合における資金要件ということで、開設年度の経常経費の2分の1に相当する資金を保有していることについて確認をいたしました。開設年度の経常的経費は、記載のとおり。この2分の1の記載の額が必要とされており、自己資金として、記載の額を保有していることを確認したところでございます。その下、令和3年度の収支予算でございますが、収入につきましては、授業料等で記載のとおり。支出につきましては、記載のとおり。収支差額は、記載のとおりの見込みでございます。

次に52ページをご覧いただきたいと思います。私立専修学校の設置者の変更でございます。まず目的でございますけれども、岡学園トータルデザインアカデミーを将来にわたり安定的に継続するため、学校の位置等は変更ございません。設置者につきましては現在、岡正子さん個人となっておりますが、これを学校法人 岡学園トータルデザインアカデミーに変更するというものです。変更年月日は、令和2年4月1日。学校の概要といたしますと、現在と変更なしということで、ファッション科、デザインビジネス科等々の学科を有しており、教職員体制につきましては、記載のとおりとなっております。説明は以上でございます。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま、事務局の方からご説明をいただきましたけれども、これにつきましてご意見・ご質問等ございましたら、お願いをいたしたいと思いますが。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

小林勝彦委員

一つは次の事項にも関係するのですが、理事等役員の中に、公職あるいは政治、行政等に深く関わりのある方が構成員として、極端な話例えば、阿部知事などが理事さんとして、どこかの学校法人の役員になるということはよろしいでしょうかというのが一つ。

それから学校名は、学校法人をとっただけの学校名ということで変わらないということではよろしいかというのが二つ目でございます。以上です。

議長（児島会長）

はい、お願いいたします。

事務局（布山課長）

まず1点目、理事役員の資格の関係でございます。私どものほうで審査している内容といたしまして、役員になることができるかという部分でまず見ているのですが、今委員のお尋ねは、公職にある者が、こういった立場を兼ねられるかのお尋ねです。そうしますと逆に公務員関係の服務関係の規程の関係が出て参りますので、そちらの方の確認をさせていただければと思います。その上で回答をさせていただきたいと思います。

事務局（若林担当係長）

学校法人と学校名の関係ですが、ご指摘のとおり、学校法人を取っただけのものでございます。

小林勝彦委員

名簿等作成するときはどう作るのかと思って確認しました。

事務局（布山課長）

では1点目の方を今確認させていただきたいと思います。

議長（児島会長）

公的な方が役員に就く場合には、改めて確認してご返答いただけるということで、よろしいわけですね。

事務局（布山課長）

私の今の現在の知識といたしますと公務員には地方公務員法という規定がございます、特別職の公務員と一般職の公務員がおります。一般職の場合には、兼職の禁止等あるのですが、特別職の場合には、直接そここのところがかかっていないものですから、基本的には学校法人の理事等になることは可能だというふうに考えております。その他、個別の法令の中で何か規定があるか、という部分については一応念のため確認しますが、問題ないと私は現時点では思っております。

小林勝彦委員

多分そういうことなのでしょうね。

議長（児島会長）

はい、よろしいでしょうか、小林委員さん。

小林勝彦委員

はい、一応確認していただいた方が、すっきりすると思いますので。

議長（児島会長）

はい、わかりました。もし問題ないようでしたら、確答していただいても構わないのですが。御心配なようでしたら、調べていただいて。

事務局（布山課長）

はい。では、念のため確認します。

議長（児島会長）

はい。よろしく願いいたします。それ以外に何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

特にご意見ないようでしたら、学校法人 岡学園トータルデザインアカデミーの設立、及び岡学園トータルデザインアカデミーの設置者の変更について、認可して差し支えない旨、答申することさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは認可して差し支えない旨、答申することさせていただきます。

続きまして（ウ）私立専修高等学校の目的の変更を議題とさせていただきます。資料14の日本アルプス国際学院につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

日本アルプス国際学院

事務局（布山課長）

54 ページの「日本アルプス国際学院について」をご覧くださいと思います。認可事項は、私立専修学校の目的の変更でございます。

学校の名称、位置、設置者、校長名等につきましては、記載のとおりです。

変更の理由でございますけれども、この学校は昨年認可をいただいて今年の4月から開校になった学校で、来年に向け、教育・社会福祉専門課程の福祉学科を設置するという事で、具体的な変更内容は、新旧対照表記載のとおりです。まず左側の新の部分の下線の部分、新たに介護福祉に関する専門的知識及び技術という部分を追加するという事で、学科、課程につきまして、教育・社会専門課程福祉学科ということで、収容定員 80 名を加えるという変更でございます。

変更の年月日につきましては、令和2年4月1日です。その後に括弧書きで、「変更年月日前までに介護福祉士養成施設の指定を受けていることが変更の条件」ということで書かせていただいております。これは今回福祉学科につきましては、別途、介護福祉士の養成施設の指定につきまして、県の健康福祉部へ指定の申請が提出されております。そちらの方で、その学校として設備等についての確認を受けているわけですが、その指定を受けることが、今回こちらの専門学校の目的の変更についても条件であるということで明示を

させていただきます。

次に学校の概要でございますけれども、分野、課程は、教育・社会福祉専門課程。学科は福祉学科です。修業年限は2年、収容定員は80人など記載のとおりでございます。具体的な教育内容につきましては、57ページの方にカリキュラムがございますのでそちらの方をご覧くださいと思います。

55ページ、教員組織の関係でございます。今回増設いたします教育・社会福祉専門課程につきましては計画といたしますと教員を7名配置するというので、うち専任が3名ということで、基準の方を満たしているかたちとなっております。次に(3)の校地でございますけれども、従来第1校舎の敷地4,513㎡余に加えまして、今回新たに第2校舎として2,220㎡余の敷地を追加し、合わせて6,733㎡余でございます。この新たな敷地につきましては、土地所有者であります池田町との契約を締結済みです。20年間安定的に借りられるということが、担保されているという状況でございます。(4)校舎の面積につきましては、第1校舎と第2校舎を合わせまして、1,728㎡余ということで、基準の方を満たしております。第1校舎は、これまで町の福祉会館、第2校舎は、今まで教育会館として使用してきた建物でございます。次(5)収支計画ということで、福祉学科に関わります令和2年度の収支計画です。令和2年度の収入でございますけれども、授業料収入が記載のとおり。開設初年度の生徒見込みにつきましては、20名ということでまずは見込むということです。その他収入等ございまして、収入計は記載のとおりです。支出といたしますと、人件費、その他の施設関係の経費等を含めまして、記載のとおり。収支は記載のとおりというのが、初年度の計画です。

56ページをご覧ください。令和3年度の計画ですが、生徒数につきましては50名を見込み、授業料は記載のとおりということで、収入計は記載のとおり。支出につきましては記載のとおりで、収支差額は記載のとおりになってくるという計画です。授業料につきましては、記載のとおりでございます。説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いたします。

議長（児島会長）

はい、ただいま、事務局の方からご説明をいただきましたけれども、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特にご意見ないようでございましたら、日本アルプス国際学院の目的の変更について、認可して差し支えない旨、答申することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、認可にあたりましては、先ほど事務局の方から説明がございましたけれども、この介護福祉士の管轄は厚労省の管轄でございますので、そちらの方の指定を受けることが条件であるということを重ねて申し上げておきたいと思いますが、それを条件とした上で、これを認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

百瀬委員

確かこの学校を昨年認可するかどうかという時に、趣意書に福祉のことが入っていたのに、何かそのことの違和感がすごくあるまま、池田町が安価で貸しますということになって、その後の経緯を皆さんで確認しましょうということになっていた学校だったと思います。

認可を出す時にあんなにもんだのに、1年経って、福祉学科の新設とポンと出てきて、さらっと、通していいのかどうかということと、また池田町が相当な敷地と建物をお貸しするということになると思うのですが、令和3年度の収入と支出の状況を見ると、50人の生徒さんが入ってくると、収支差額で利益が出ますということを計上されています。正直、一連の流れにすごく違和感があると言いますか、最初の設置認可のところで福祉とか書きながら、全然その福祉のところには触れもせずに、1年経って、さらっと目的の変更をしてきて通してしまうということが何か私にはすごく違和感があるのですが、こういうものなのでしょうか。筋が通っているのかなという違和感がすごくあるのですけれども。

議長（児島会長）

多分そのようなことを踏まえて、次のその他のところで、ウの日本アルプス国際学院について、説明があるのだらうと思いますが、先にご説明していただいて、よろしいでしょうか。お願いいたします。

事務局（布山課長）

それでは今、百瀬委員さんの方からご指摘がございました、まず学校の今年度の状況をお話した上で、この福祉学科の設置に至った経緯等について、ご説明申し上げたいと思います。

まず別冊になっております「日本アルプス国際学院開校後の状況について」という資料をご覧くださいと思います。

昨年ご意見をいただきましたポイントがいくつかございましたが、一つ目として、生徒数が確保できるのかということ、安定的な学校の運営が可能かどうか、というものがございました。それにつきましては、入学者については定員が40名で、結果的には45名。その後少し退学等もあって減っていますけれども、生徒数については確保ができたという状況がございます。

それで留学生の学生さんが多くなる可能性があり、それに対する対応もしっかりしなければいけないのではないかというご意見も昨年いただきました。その点につきましては、学校の方で外国語を話せる者によるカウンセリングを、週に1回行っているいろんな声をしっかり聞くということ。それから基本的には、日本語の方は分かるわけですけれども、更に日本語の能力を向上させるために、正規の授業とは別に日本語の授業等も行っていると。こういう極め細かい対応をしているとお聞きしました。

それから教員配置につきましては、計画どおり配置され、教員の給与につきましては、しっかりと充実した教員の確保ということがございましたので、なかなか制約等もございますけれども、定期昇給等を通じて今後努めていきたいというお話でした。

それと学校が開校して、生徒の皆さんと地域の皆さんとの関係ですけれども、地元の行

事等へ参加したり、あるいは農作業等の手伝いなどを通じて、地元の皆さんとの交流を努めているという状況でございます。

収支計画の状況でございますが、去年は情報技術学科を設置されました。生徒数は予定どおり確保できたことから、収支計画につきましては概ね計画どおり進んでいるということです。ただ引き続き、経常経費の抑制に努めているということです。昨年平林先生にご指摘いただいたお話の中で、賃貸借契約の池田町との賃貸の話がございました。その中で基本額に加えて、施設改修部分を上乘せした分をプラスするというふうになっているのだけれど、具体的にいくらになるのですかというお話がございました。基本的には記載のとおり、予想よりは施設改修分はあまりかからなかったということで、金額については記載の額を見込んでおりましたけれども、賃料については記載のとおりとなりました。ベースの部分は記載のとおりでございますが、それにプラスして改修分を年割にしてプラスするという契約になっているのですけれども、賃料は記載のとおりというかたちになったというふうにお聞きをしております。これが現在の学校の運営状況でございます。

これを踏まえまして、今、百瀬委員さんの方から、福祉の学科が出てきた背景ということでございます。学校の当初のご意向といたしますと、1次審査の時に趣意書にございましたように、福祉もやりたいというお考えは、学校としては去年もあったとお聞きをしております。ただ準備等の関係が、昨年については間に合わないということで、まず先行して、情報技術学科を開校して、その状況等も見極めつつ、福祉学科は地元の強い要望があるということが背景にあるようでございますけれども、介護人材を確保したいということで、福祉学科の準備を進めて町の方とも協議をして、今回具体的に計画が出てきたということです。

あと校舎が二つ分かれているのですけれども、今回借用する予定の教育会館は、去年の段階ではまだ空いておりませんでしたので、それとの関係もありまして、1年後というかたちとなって今回出てきたというかたちです。設立趣意書だけでいいますと、ご指摘のとおり、それらの部分しか書いていないのですけれども、全体として見ますと当初から両方やりたくて、今回については福祉の部分に特化したかたちで、そこの部分の収支等についてご説明をさせていただいているという状況でございます。

議長（児島会長）

百瀬委員さん、今ご説明がございましたけれども、ご納得いただけますでしょうか。

百瀬委員

納得と言いますか、この案件は当初から気持ち悪さがあったので、何となく引っかかるのですが、どこに踏み込むべきなのか、私にもちょっとはつきりわからないので、何となく気持ちが悪い案件かなと思って、聞かせていただきました。

議長（児島会長）

介護福祉関係の学科は、設備の面とかいろいろありますので、普通にただ建物だけを造って、あるいは校舎だけはあっていいというわけではありませんので、初めから希望があ

ったとしても、すぐというわけには多分いかないと思いますので、それがちょっと考えなければいけないことなのかなとは思いますが。

今のご説明によると、今年は生徒数が40人の希望のところを45人位集まったということが、これがある意味、結果論的なところもあるのかもしれないけれども、数が集まっているということが断然、私学としては強いことなのだろうとは思いますが。それ以外にもいろいろやっていたらしゃるような説明がございましたけれども。

百瀬委員

要は、情報技術学科が当て馬でなければいいなという感覚が気持ち悪いかなというところで、しっかりそこをやるべきだなというところを感じるということです。

内川委員

昨年いろいろあった中には、そのとおりなのですけれども、開校が決まってしまったので、情報技術学科をスタートして、今年45人入ったということなのですけれども、実は全員、日本語学校の卒業生だそうです。45人入って退学者がだいぶ出たということも噂では聞いたのですけれども、在校生は今どれくらいいるのでしょうか。

議長（児島会長）

はい、お願いいたします。

事務局（布山課長）

在校生は、〇名とお聞きしております。

内川委員

この福祉学科に関しても、留学生が入学して来て、介護福祉士の国家試験を通過して、就職して介護員になってくれれば、それはまたそれでいい方法だとは思いますが。最初のスタートの時点から、地元の人がそういう人材を創り、地元に貢献させたいのということでスタートしたかったはずの福祉学科が間に合わなくて、情報技術学科だけ作った。

ただ情報技術学科の〇人は、今はまだ一年生で来年もあるので、その人も就職を全部させるのが、やっぱり開校したからには使命があると思います。来年は、そこ採らないのか採るのか。採って両方スタートしていくのか。それだけの人の情報技術学科の就職先があるかということかなり難しいです。うちも留学生がいますので就職はとっても大変で、教育をして出すところまでは、そんなにたいしたことないのですけれども、就職させることに関しては簡単ではない。前回は宮澤さんに就職まで世話をしないと留学生を入れるというのは無責任になりますよというお話はちょっとしました。それと今回、建物が遠い離れた所になるんですよ。

事務局（布山課長）

900メートルくらい離れているところですが、歩けば10分弱くらいでいくのかなとい

うところですよ。

内川委員

45名中〇人の退学は〇割ですよ。留学生の世話をするというのは大変なことで、寮だけ用意をすればというわけではなくて、生活そのものの全部丸ごと支援しないと難しい。これから地元の高校にも福祉学科の方の募集はかけるということはおっしゃってはいますけれども、何人集まるかというのは、かなり問題だろうと思います。

また、厚労省の認可は、かつてものすごく厳しかったので、そんなに簡単には通らない。教育会館をそのまま教室として使うということですが、厚労省の審査が通ったら、頑張ってくださいというのはあると思います。私たちにとっては、あとは厚労省の指示を待ちましょうということになるのかなというような思いがあります。ここで反対というわけにもいかないなと思いますので、その審査結果を待って、揃えるものはきちんと揃えて、教育をして地元でそういう人材を出してくれるなら、学校としての意味があるかなと思います。スタートしたからには頑張ってもらわなければならないかなと思います。

議長（児島会長）

特に何か事務局の方から、ご説明ありますか。はい、お願いします。

事務局（布山課長）

まず情報技術学科との関係ということで、私どもがお聞きしているお話といたしますと、大北地域は情報技術学科の基盤となります電機とか、そういった工場も多いということで、そういったニーズが高いということで、昨年その学科の新設のお話を承りました。

それとは別に福祉の方も必要だということで、その二本立てでお聞きをしております。今回も学科を廃止して新設という申請ではお話を直接伺っておりませんので、福祉学科というのを別建てで計画されているとお聞きしております。

また、生徒確保につきましては、介護福祉の関係の生徒について、これはまた別途しっかりと生徒確保にあたるように図りたいと学校側からは説明を受けております。以上です。

金山委員

関連してお聞きしたかったのですが、留学生の学習支援はとても大事だと思うのですが、45人の中で留学生は何人でしょうか。全員と考えてよろしいのでしょうか。

事務局（布山課長）

〇〇だそうです。

金山委員

ありがとうございました。

議長（児島会長）

それ以外で何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

内川委員

授業料がものすごく高いんですね。現実には留学生は払える人は少ないと思います。そうしますと介護福祉施設の方から多分奨学金をもらって、アルバイトもして、その後就職してね、という約束の下に来る方達だろうと思います。その場合、法務省の指導として、卒業後就職して御礼奉公で5年とか7年とかで縛るのはダメだという方向になっているので、そのへんは縛らないというようになっているか確認が必要だと思います。その代り借りたお金を返さないというのはあるかもしれません。現実には借りたお金を返さないとなったら、留学生は来られないですね。その辺は長野県の方針と言いますか、あまり将来まで縛らないようなことを検討しないといけないかなというのがありますので、そこは指導していただきたいと思います。

議長（児島会長）

そういう面のご指導はしていただけますでしょうか。

事務局（布山課長）

今回お話がありましたように、地元の社会福祉の施設の方と連携を学校はしていくということはお聞きしております。具体的に奨学金ですとか、そういったレベルまでは詳しくは承知していないのですが、今先生の方からお話がありました内容につきまして、学校の方にお伝えをして充分注意するようということをお話を申し上げたいと思います。

議長（児島会長）

内川委員さん、そういうことでよろしいでしょうか。

内川委員

学生がそれでちゃんと就職できれば、学校としての意味はあるので、支援と言いますか、監督、指導というのはぜひお願いしたいと思います。

議長（児島会長）

それにつきましては、事務局の方から学校にきちんと指導していただくということで、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

百瀬委員

先程も少し触れたのですが、令和3年度の収入と支出の差額があるということで、これがあっていけないというわけではないのですが、ただあまりにも差額が出ているなと思います。経営的に見たら、良い経営ができるのだろうなと思った時に、この

中の利益がどれくらいになるかは正直わからないのですけれども、果たして、この授業料と支出の関係というのが見合っているのかということも少し感じるところで、これだけの差額を出さなければいけない背景は何なのかという感じもしなくはなくて、その後の将来的な構想のために取っておくために、授業料を高額設定にして差額を出しているのか、あるいは何かを網羅するために差額を出しているのかというような見方ができるような気がします。経営なので、差額が多いには越したことはないのですけれども、ただ教育現場という考え方からすると、果たしてこれは適切なのかというところは分からないところなので、そこをお聞かせいただけたらありがたいと思います。

事務局（布山課長）

令和3年度の収支の差額についてのお尋ねということで、基本的に学校法人ですので、この差額等につきましては、例えば教員の人件費や施設の充実など、そういったところに長期的に考えて充てていく経費というふうに推測はします。細かい話まではお聞きしていないものですから、今お尋ねのことにつきましては、そういったご意見があったということで、学校の方にお伝えしたいと思います。

議長（児島会長）

はい、ありがとうございます。それ以外に何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

様々なご意見を出していただきまして、それにつきましては必要なところは、事務局の方から学校の方にご指導等をしていただくようお願いをいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほどから申し上げましたとおり、今回の介護福祉士の養成施設は、厚労省の管轄ですので、設備等につきましてきちんとしているということを確認いただく。私のところでやった時は20年前なので、状況が全く変わっているのだらうと思いますが、いずれにしても設備に関する審査は、かなりきついものがあるかと思いますが、それを通してからというのが認可の前提となりますので、それを予めご承知おきいただきたいなと思っております。

特にそれ以外、ご質問がないようでしたら、委員の皆さんからいろいろな意見が出されましたので、それにつきまして事務局の方でご指導をいただくようなことになろうかと思いますが、はい、どうぞ。

小林勝彦委員

特に授業料や収支の差額の額の多さについてのご指摘が、各委員からありまして、そして養成施設として指定を受けることが認可の条件という課題もあるとお聞きしますと、これはまず、養成施設の指定を受けられたのかどうかを前提として、授業料と収支差額が教育機関として適切なのかということから検討を始め、他の2～3の私学の方からもお聞きいただくというものも含めて、私とすれば保留としたらどうかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長（児島会長）

この審議会で議論する内容と、それから介護福祉士の養成施設がOKであるかどうか、というのは全く別の部署の管轄になるわけですね。ですから、先ほどからいろいろお話が出ていますとおり、今回はこの審議会で所管する内容について了解するかどうかということも議論しているのであって、あくまで介護福祉士の養成施設については、そちらの方でOKを出してもらえることが前提となって、トータルで合わせて一本になるという言い方も変かも知れませんが、そういうことを前提にしているので、特に今、小林委員さんがおっしゃったようなことは、特段対応することはないのではないかと思います。万が一、もし介護福祉士の養成をするにダメだということになったとすれば、この話は全て白紙に戻るわけでございますので、そういう考え方でいいのではないかなと私は思うのですが。はい、どうぞ。

事務局（布山課長）

ご意見ありがとうございます。今、ご指摘の論点が2点あって、まず授業料と支出とのバランスという部分でございます。それにつきましては私ども事務局として、どこの部分まで私立学校の方へ言えるのかという、そういった根本的な問題もでございます。端的に言えば、授業料が高すぎるとか安すぎるとか、上げろ下げろとか、あるいは経費をもっとこういったところまでかけた方がいいとか、ということにつきましては、私どもの権限の範囲かどうか、という大きな課題がございます。そういった中で私どもとしては、学生の皆さんが安定的に学べるのが担保できるように、長期的に安定的に運営できるかという部分がございますので、そういった観点から、例えば支出の中で本当に足りない部分はないのか、きちんと充実できるのか、あるいは授業料については学ぼうと思っている人が本当にこれで大丈夫なのか、そういった観点で助言をさせていただいております。こういったご指摘が委員さんからありました、ということでしっかり申し上げて学校の参考にしていただきたいと思いますというのが1点。

それから小林委員さんの方から、この授業料と支出の関係及び介護福祉士養成施設の指定の関係、この関係があるので保留というかたちにできないか、というお話がございました。課題としてございますのは、児島会長からお話がありましたように、それぞれ別ルートとしてやっているというのもあるのですが、こちらの審議会の開催の時期も非常に限られているものですから、向こうの時期と合せてこちらの方の審議회를別途開くというかたちが、中々難しいというところもあります。そんな中で事務局といたしましては、括弧書きで書かせていただきましたように、向こうの指定が条件でございますので、向こうがダメだったらこの話もダメになりますので、そこをきちんと明示して学校側にも伝えた上で、私どもで審査できる部分について審議を尽くして、ご意見をいただければと思います。

議長（児島会長）

ただいま、事務局の方からご説明がありましたけれども、それでよろしいでしょうか。

小林勝彦委員

はい、そういうふうに申し上げざるを得ないんですけれども、論理的にはそういうことなのですから。審議会の状況をこれまで起きてきたものを見ますと、助言をする必要があるなど、議論がなされて、疑問の意見が上がったということは、確実に相手に伝わるとありがたいかなと思います。以上です。

議長（児島会長）

はい、いろいろなご意見が出ておりますが、それにつきましても、やはり事務局の方からも、助言というようなかたちで言っていただくということで、ご意見がございましたので、そのような方向で進めたいと思います。それからこの審議会はあくまで、我々がこの審議会の立場として、諮問があったことについていのかどうかということも議論しているのであって、特に今回の介護福祉士のようなことになってくると、設備等に関する管轄が全く別のところありますので、そこが万が一ダメということになったら、この話は初めから白紙ということになりますので、そういう意味では初めから条件付きだということになるわけですから、それはそういうふうにご理解いただければいいのではないかなと思います。

いずれにいたしましても、この案件につきましても、その他の意見が出てきたことを踏まえまして、こういう意見があったということも助言というようなかたちで事務局の方から、学校等にお話ししていただくということで、ご了解いただきたいなと思っておりますがいかがでございますでしょうか。いろいろご意見あることは承知しておりますが、先ほど事務局からお話が出てまいりました。そんなところで、いかがでございますでしょうか。いろいろご意見があることは承知しておりますが、ここでは私立学校審議会としての立場といたしまして、OKするかということについて、絞ってやっていきたいなと思っておりますが、この場としては認可を了解するというお話でございまして、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは、様々なご意見があろうかと思いますが、許可して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、資料 15 豊野高等専修学校につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

豊野高等専修学校

事務局（布山課長）

58 ページをご覧くださいと思います。

「豊野高等専修学校について」ということで、認可事項は、私立専修学校の目的の変更

ということでございます。名称、位置、設置者、校長名につきましては、記載のとおりです。現在、豊野専修高等学校には、服飾・家政分野の高等課程と専門課程がございます。今回専門課程の再編を行いまして、文化・教養課程の文化創造学科を設置するというものでございます。具体的な変更内容につきましては、新旧対照表のとおり、左側の「新」のところの下線の部分でございますが、文化・教養専門課程に文化創造学科を設け、定員については230名に変更するというものです。現在同校に、服飾・家政専門課程がございます。こちらにつきましては今後を見据えまして、専門課程について文化・教養専門課程の方へ再編を図るというもので、生活総合学科については、来年度から募集停止の予定とお聞きしております。

次の59ページをご覧くださいと思います。学校の概要でございます。文化・教養専門課程の文化創造学科、修業年限は2年、収容定員は40名等、記載のとおりです。具体的な教育内容につきましては62ページをご覧くださいと思います。戻っていただいて(2)の教員組織でございますけれども、今回増設する文化・教養専門課程につきましては、専任教員は3人が基準でございますが、計画ではその基準を満たしております。校地・校舎の面積は記載のとおりで、いずれも設置基準を満たしております。

60ページの方をご覧ください。収支の計算書でございます。文化創造学科に係る分でございますけれども、令和2年度につきましては、授業料としまして記載のとおり。収入計は記載のとおり。支出につきましては、記載のとおりで、収支差額として記載の額を見込んでおります。令和3年度につきましても記載のとおりで、こちらの方は収支差額で記載の額という予定です。

授業料等の関係につきましては、61ページに記載のとおりです。説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま、豊野高等専修学校につきまして、事務局からご説明をいただきましたけれども、これにつきまして委員の皆様から、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いをいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特にご意見・ご質問等ないようでしたら、豊野高等専修学校の目的の変更につきまして、認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

それでは、認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきたいと思います。続きまして、資料16 専門学校カレッジオブキャリア長野校について、事務局からご説明をお願いいたします。

専門学校カレッジオブキャリア長野校

事務局（布山課長）

63 ページの方をお願いいたします。認可事項は私立専修学校の目的の変更ということでございます。

名称は、専門学校カレッジオブキャリア長野校。位置、設置者、校長名につきましては、記載のとおりです。同校には現在、経理科、キャリア科、情報科、美容芸術科とございますが、このうち衛生専門課程の美容芸術科の廃止。認可を必要とする項目として、専修学校の目的の変更ということの中に、こうした目的の変更に応じた分野の変更や新設を含むという手続的な話がございますので、今回御諮りするものです。

64 ページをご覧ください。学校の概要につきましては、記載のとおりでございます。最後のところに、美容芸術科の生徒数の推移ということで、記載をさせていただきました。既に生徒数の減少等を受けて、平成 30 年から募集停止というかたちとなっております。昨年度、今年度から生徒は在籍しておりません。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（児島会長）

ただいま、専門学校カレッジオブキャリア長野校につきまして、事務局からご説明がございましたけれども、何かご質問・ご意見等ございましたら、お願いをいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特にご意見等ございませんでしたら、専門学校カレッジオブキャリア長野校の目的の変更につきまして、認可して差し支えない旨、答申いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長（児島会長）

はい、それでは、認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。

事務局（熊谷補佐）

よろしいでしょうか。

議長（児島会長）

はいどうぞ。

事務局（熊谷補佐）

先程、小林委員さんの方から、岡学園の役員の関係のご質問がございましたが、それについて今よろしいでしょうか。

議長（児島会長）

はいどうぞ。

事務局（熊谷補佐）

法令等、確認しましたところ、一般職と特別職でまず考え方が分かれておりまして、いわゆる一般職の公務員については、基本的に営利企業への従事というものは禁止されております。任命権者の許可を得れば、報酬のあるなしに関わらず、役員に就くことはできる規定になっております。

今回の岡学園さんの場合、市町村長さんが就任予定ということでございますが、特別職の公務員と国会議員、地方議員については、それらの規定がないということですので、基本的には役員になることができるという結論になります。以上でございます。

小林勝彦委員

内閣総理大臣だとどうなりますか。

事務局（熊谷補佐）

内閣総理大臣、国務大臣等は直接禁止する規定はございませんが、基本的に国務大臣、副大臣、政務官等は、副業を禁止されていますので、議員さんだけの時はいいのだけでも、大臣などになった場合は、その職を一旦降りなくてはならないという考え方です。

小林勝彦委員

ありがとうございました。

議長（児島会長）

よろしいでしょうか、はい。以上で本日予定された諮問事項の審議はすべて終了したわけですが、以前から過去に認可した学校につきまして、皆さん方から、現在どうなっているか報告をしてもらったらどうだというような意見がございましたので、この後、報告をいただきたいと思っております。

会議事項（2）その他の ア日本ウェルネス筑北高等学校について、事務局から現状報告とご説明をお願いいたします。

その他

事務局（布山課長）

それでは別綴りの「日本ウェルネス筑北高等学校開校後の状況」ということで、こちらの学校につきましては、一昨年の私立学校審議会にて御審議をいただいて、昨年開校をしています。

去る10月7日、当課の職員2名が、日本ウェルネス筑北高等学校のキャンパスに伺いました。1点目、ご審議の際にグローバルコースというのがある関係で、留学生の対応、

というお話がありました。昨年度は1名いらっしゃいましたが、今年度につきましては、生徒はいないという状況です。来年に向けましては、入学希望の方がいるということで、そういった場合には、職員によるバックアップ体制をしっかりと取るようにということで、改めて確認をしてみました。

不登校等課題を抱える生徒への対応でございますが、こちらの方は昨年同様、この学校の一番の特色でございますけれども、1ヶ月間の「ウェルネストライアル」というものを設けて、体験的な要素を取り入れて学校生活になじむようにということを取り組んでおります。それから新たな取り組みとして、eスポーツ、アルパカの飼育等にも取り組んでいるということです。

教員配置につきましては、昨年10名という中で、今年度につきましては16名ということで、充実をしてみました。ただ非常勤職員が多いということで、来年に向けて4名の教員を募集し、学校の運営の安定化を図るというお話がございました。

給与改善については、記載のとおりです。それから総合コースということで、県内30人募集についての確認をいたしました。これにつきましては今年度の入学者は記載のとおりということで、いずれも中学校の進路指導ではなく、それ以外で進学してきた生徒ということで、他の公立や私立の全日制高校は受験していないということで、生徒募集において他の学校との競合はしていないことを確認してみました。

収支につきましては、当初計画よりも入学者の数が少ないということをお聞きしましたので、生徒確保等しっかりしていただくということで、財務体質の強化の助言をさせていただきました。状況は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（児島会長）

はい、ただいまの一昨年認可いたしました日本ウェルネス筑北高等学校につきまして、何か委員の皆様方、ご質問等ございましたらお願いをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。

では続きまして、大日向小学校について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（布山課長）

「大日向小学校開校後の状況について」、ということで昨年の審議会で審議をいただいて、今年の4月から開校ということで、9月18日に当課の職員が学校の方へ伺いまして、学校の状況について確認してみました。

まず入学者の状況でございますけれども、70名の方が入学しました。そのうち県外出身の生徒さんは記載のとおりでした。佐久平の方からスクールバス等も出すというかたちでございます。来年に向けましては、入学者の見込み数は、40名程度ということで、生徒募集に向けまして、説明会あるいは学校体験プログラムを行って、来年も生徒の確保を図れるように取り組んでいるという状況をお聞きしてみました。

それから特色ある教育実践ということで、それぞれ教室で授業を受けるほか、異年齢における学習の取り組み等をなさっているところでございます。

教員の状況でございますが、記載のとおり、配置がございました。認可時点からの変更

はございません。

地域連携の関係でございますが、ランチルームを開放したり、あるいは運動会などの行事で地域の皆さんとの連携・協力体制をしっかりと取っていることで、親睦等なされているということです。

収支計画につきましては、申請時の見込みよりも、多くの子どもたちが入ったということで、来年以降も計画に沿ってしっかりと生徒の確保できる様に取り組んでいくというお話でございました。状況は、以上でございます。

議長（児島会長）

はい、ただいま事務局の方から、大日方小学校につきまして、現状のご報告がございましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、予定ですと日本アルプス国際学院についてということですが、先ほど事務局の方からご説明がありましたので、同じものとなりますので、割愛とさせていただきますよろしいでしょうか。はい。

以上で、本日予定された会議事項はすべて終了いたしました。その他の事項といたしまして、委員の皆様方から何かございましたら、お願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

平林委員

今日の審議会の時間設定にあまりにも無理があると思われま。発言をしてはいけないわけではないと思うのですけれども、会議の時間設定、量等をもう少し再度検討していただいて、これだけの厚さのある資料を渡されて、2時間の会議で目を通して納得の上で会議を終えられる量ではないと思いますので、時間設定をお願いしたいと思ひます。

議長（児島会長）

はい、わかりました。事務局とご相談しないといけないことだと思ひますので、またよろしくお願ひ申し上げたいと思ひますが。確かに件数が非常に多いものですから。

事務局（布山課長）

今回非常に件数が多かったということで、今ご意見もいただきましたので、時間設定等、工夫をしたいと思ひます。件数を先送りというわけにはいかないものですから、もう少し余裕ある時間を取れるように、午前とかいうかたちになってしまうかもしれませんけれども、またご相談をさせていただきたいと思ひます。次回はこれほど件数がないと思ひますので、またご相談したいと思ひます。

議長（児島会長）

皆様方いかがですか。もしこの内容を審議するとすれば2回に分け、10月のもっと早い段階で、ということになるかと思ひますが。例えば10月10日にやって、10月12日

にもう一度やるというようなことになってしまうかと思うのですが、皆様もご予定があるかと。

事務局（布山課長）

事務局といたしましては、委員の皆様方それぞれのご都合がありますので、複数に日にちを分けるとするよりも、時間をもう少し長くするというかたちが現実的かなというふうに思います。また件数とかを見て、会長にご相談したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（児島会長）

場合によっては1時半から始まって、5時半までやって、途中休憩をはさむということもありうるということですが、そういうことでもよろしゅうございますか。そうすれば十分な審議はできるだろうと思います。それではそのようなことも踏まえまして、事務局の方で詰めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。これで私の方からは、全て終了いたしましたので、事務局にマイクをお返しします。

事務局（熊谷補佐）

児島会長さん、長時間の議長の役、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

次回の審議会は、12月16日（月）に開催を予定しております。それでは、以上で本日の審議会を終了させていただきます。皆様、大変お疲れ様でした。